

法規合

三九八

(含む)、繪具容器及繪具皿、エスカレーター（工鑄業用のものを除く）、エレベーター（工鑄業用のものを除く）、演藝用照明機械器具、鉛筆金具（鉛筆キヤップ等を含む）、鉛筆削、王冠栓抜器（罐切等を兼用したるものと除く）、置時計、置物、桶及桶の籠、押板、帶留及帶挾、オペラグラス（倍率五以上のものを除く）、街頭照明柱（鐵芯を有するセメントポールを除く）、街路樹保護板、鏡及鏡臺、花器及花止器具、樂器及樂譜臺、角砂糖挾、カクテルシェーカー、額及額受、掛時計のケース及文字盤、籠類、傘立及傘吊、風窓、菓子罐、菓子器、ガス器具（醫療用又は工鑄業用のものを除く）、活字鑄造用機械器具、映畫撮影機映寫機及映畫用錄音又は發聲裝置、カードテン用工具、カードケース、カード立及カード差金具、カードリング、金網（ラス及工鑄業用のものを除く）、畫鋤の座、カフスボタン、線香臺を含む）、カレンダー金具（皮剝器、工業用のすのを除く）、瓦、玩具、看板、徽章（法令その他之に準するものに依り制定せられたるものと除く）、喫煙用具（煙管を除く）、脚立、急須、競技用障害物、競漕又は遊戯用短艇クラッチ、魚類觀賞用容器、霧吹器（香水吹金具を含む）、金庫（手提金庫を含む）、金錢登錄機及釣錢機、空氣銃、鎖（工鑄業用、漁業用又は船舶用のものを除く）。

く）、薬玉裝飾金具、靴洗器、屑入、靴下止
金具、靴箋、頸飾、車渡鐵板、掲示板、指
示板及標札類、化粧品又は齒磨用品の容器
(蓋を含む)、蹕板、蹕込板(自働車及電車
等のものを含む)、建築物の柱、壁、天井、
庇廻し等の裝飾金物、幻燈機、劍道用面、
廣告塔及廣告板、格子、交通標識、香爐、
五右衛門風呂、炬燵及寢爐、コツブ及碗類
並に同蓋、袴及臺、五德、子供用乗物、コ
ーヒー挽機械、コーヒーブリ、氷入器、氷挾、
氷搔機、米櫃、米磨器、コルセツト用金具、
ゴルフ用具、コンパクト、杯、柵、皿(受
皿を含む)及コンボード類、笊、シガレツ
トケース、仕切用金物(カウンタースク
リーンを含む)、七輪及焜爐、自轉車立、自
動番號機、自動販賣機、燭臺、食卓用ナイ
フ、漏斗(工鑄業用のものを除く)、狀差、
寫眞引伸機、寫眞現像燒附用品及寫眞仕上
用品、寫眞機用三脚及雲臺、寢眞立、絞タ
オル入、シャンデリヤ、シャンパンクーラー、
瞬間湯沸器、書類入箱、賞牌及賞杯、如露、
寢臺、炊事用ボール、水筒(麥茶冷し類を
含む)、吸取器、水盤、すきやき鍋類、スケ
ート用具、硯水入れ、ステッキ金具、スト
ープ及同前飾金物、ストローリ、スプーン、
辻臺、ブランコ及桟登り、辻止、ズボン伸
張器、炭挾、スライドファスナー、製本用
機械器具、石鎗入、石炭用バケツ、扇風機
(工鑄業用のものを除く)、掃除器、足溫

器、袖丸み型板、算盤珠の心棒、大根等の下金、タイムレコードーのkees、卓子、卓上日記金具、卓上呼鈴、棚、煙草セット玉子焼器（特殊鋼製品に限る）、鹽及盥の瓶、簞笥金具（蝶番及錠前を除く）、痰壺及同臺、燐房用ラザエター、同カバー及同給湯器、蓄音器及蓄音器用針、茶托、茶壺、茶零し、茶濾し及茶濾し入、茶焙じ機械、茶道用風爐釜、茶挽機械、調味料容器（調味料容器立を含む）、調理用又は廚房用鍋釜（特殊鋼製品に限る）、貯金箱、塵取、陳列用器具、圖畫用水筒及油壺、机、釣鐘及鐘、手洗器及洗面器竝に同臺、庭球用ネット、手摺、デイツシユカバー、鐵亞鉛、鐵像及鐵碑竝に同臺、鐵瓶、電氣スタンド、天水桶及天水鉢、天井板、電柱（鐵芯を有するセメントボルを除く）、及電柱榜、電燈支持具、電熱器（醫療用又は工鑄業用のものを除く）、天火、ドアクローザー、銅壺、投擲用砲丸、鐵鎚、圓盤及槍、燈籠、戶車及ドアーハンガー、登山用ヒヅケル、戸棚（ロツカーを含む）、戸、扉、絞り戸及シヤツター竝にシヤツターケース、戸又は扉の破損止金具、戸、扉又は家具類の引手及把手（交通機關用のものを除く）、鳥籠、泥拭器、ナットクラツカー、ナフキンリング、人形（鐵芯入人形を含む）、ネオナンサン用具、ネームプレート、灰皿及同臺、屢物の裏金及座金（靴用のものを除く）、鍊（鋼製品及可鍛鑄鐵製品を除く）、梯子

タード、欄干、ランプシェード、冷蔵庫（醫療用のものを除く）、獵銃（銛銃を除く）、理容用機械器具（バリカン及剃刀を除く）、ワ

(機械又は裝置と一體と爲りたるもの)を除く)、箸立及箸箱、柱掛、旗竿、バター、ジヤム、ミルク、酒類等の食卓用容器、歯ブラシ入、バレット、パン立、パンチ、ハンドバツグ金具、バンド及バンド用金具、ヒーチバラソル金具、火起筒、火格子(工鑄業用又は交通機關用のものを除く)、抽斗箱、火消壺、尾錠、柄杓及杓子(金網製のものを含む)、並に同容器、火鉢、日除用工具、ファイル、フインガボール、風鈴、フオーラ、筆洗器、筆立(ベン立を含む)、及筆架、布帛掛、プローチ、噴水金物、文

奢侈品等製造販賣制限規則に依る制限禁止物品指定中改正

昭和十五年商工省告示第三百四十二號中左の
通改正し昭和十六年十二月二十五日より之を
施行す

本立（アツクエンドナ含ム）、燐寸容器、窓
扉開閉調整器、魔法瓶、マンホールの蓋
及座（機械と一體となりたるもの及鐵芯
入コンクリート製のものを除く）、溝蓋、水
差、名刺刺及傳票刺、メガホン、メダル、
持送り、物干器具、門及門柱、野球用マス
ク、郵便受箱、湯タンポ、指輪、窯業用機
械器具（硝子、耐火煉瓦、セメント、人造
砥石又は電氣用炭素製品の製造用機械器具
を除く）、楊枝入、洋式風呂、洋服掛、ライ

昭和十五年商工省告示第三百四十二號中左の
通改正し昭和十六年十二月二十五日より之を
施行す
ゴムの使用制限に關する件の項の次に左の
如く加ふ
鐵製品製造制限規則 昭和十六年十二月二十五日
昭和十六年九月二十二日
商工省告示第八五〇號

從前の昭和十三年商工省告示
第百八十號に掲げたる物品及
其の部分品にして鋼材（ニッ
ケル含有量千分の四以上のも
のを除く）又は其の屑若は故
を以て製造したるもの（鐵製
品製造制限規則第二條第一項
但書の許可ありたるものを除
く）

法規法令

昭和十六年 薬業界の諸問題

統制經濟の必然の段階として總ては計畫經濟に進みつゝあるが、その觀點に立脚すれば藥業界のみに限らず總ての業界の今後の方向は既に決定づけられてゐると云つて差支へない。葭の脇から天井を覗くやうな業界問題の論議は矢止の至りであるかも知れない。結局は生産、配給の確保以外に問題は無いのであつて、一業界、一業者の利害や都合などは單なる過激的挿話に過ぎない道理である。然しものは一足飛びに行くものでないことも云ふ迄もないから、その意味で計畫經濟に即應せんと努力し、或ひは混迷してゐる業界の現實にタツチせねばならない。少くもさうした心構へで些か本年の藥界諸問題を取上げて見た積りである。

統制醫藥品生產及び配給機構の整備

本年度に於いて統制醫藥品の生產及び配給機構は大體に於いて整備された。その根本は、四月一日に公布された生活必需物資統制

令であり、厚生大臣の定むる醫藥品及び衛生材料は右統制令に依る指定物資とされた。

厚生省は此の統制令に基いて、五月七日に厚生省令第十五號を以て醫藥品及び衛生材料生産配給統制規則を公布したが、之れに依り從來の自治的統制は廢止されて、本規則に依

る法的統制へ移行することとなり、配給機構の改變整備が行はれるに至つた譯である。然し自治的統制機構は大體に於いてその儘法的統制機構に置き換へられたに過ぎないのでは、其の間に混迷も摩擦も無く極めて圓滑に行はれたのである。以下各段階に就いて機構整備の内容を記述して置くが、此の場合注意して置かなければならないのは、折角本規則に依り整備を見た統制機構も、八月三十日に至つて重要產業團體令が公布されるに至つた爲め再び該令に依り機構の改變を必要とされることである。然し其の改變に就いては本稿〆切迄には何等の指示も出てゐないので今後の問題として注意を喚起するに止める。

▽**生産部門** 従來、醫藥品製造工業に關しては何等の統制團體も無く、舊來の製藥同業組合を外にしては任意團體たる全國醫藥品原料配給會が結成されてゐたのみであるが、前述の統制規則に依り製藥工業も亦統制下に置かれることとなり、その統制機關として七月十九日に至り日本醫藥品生産統制株式會社が創立された。

此の會社は資金三百萬圓、東京に本社、大阪に支店を置き、社長には大阪の武田長兵衛商店代表者竹田義藏氏が選任され、常務取締

役には厚生省東京衛生試驗所長衣笠豐博士が迎へられ、その他の重役は東西製藥界の巨頭が顔を揃へてゐる。

當會社の定款、事業等に就いても紙面の都合上詳細に述べることは出來ないが、事業目的の要點を云へば、厚生大臣の監督下に價格のブール平準化と原材料の調達にある。即ち厚生省の指定する第一種醫藥品（生産に許可を必要とする醫藥品）の生産（輸入を含む）及配給の確保

二、厚生省の指定する第二種醫藥品（ブル平準化を目的とする醫藥品）の價格をブール平均すること

三、國內生産者の製造に係る統制醫藥品の買入、國內及び圓城方面的需要分は日

本醫藥品配給統制會社（別項）を通じて販賣し、その殘餘が有れば之れを圓城以外の第三國市場に輸出すること

が、同會社の事業の中心である。尙、此の會社は統制規則に依り厚生省より生産統制機関として指定を受け、九月一日より効力を發生してゐるのである。

▽**配給部門** 統制醫藥品の配給機構に就いては既に中央醫藥品配給統制組合が設立され、

組織に落ち付くことゝ思はれる。

▽生薬部門　輸入杜絶により獨逸その他より供給を仰いでゐた醫藥品は、新に入手することができなくなつた爲め、之れに代る可きものが出来ないことを、厚生省は既に国内に求むることゝなり、厚生省は既に先年來薬用植物の栽培或ひは採集を奨励し、特に品目を定めて各府縣に收穫の割當を行つて來てゐるが、時局の緊迫に伴ひ本年度は更に一層の増産を圖る可くそれ／＼対策を講じてゐる。それと共に集荷、配給の一貫統制を強化する必要を認め、前述の統制規則に依り生薬に關する集荷機構の再編を行つた。即ち生薬に就いては從來日本生薬、國產生薬、東邦生薬の三會社に依りそれ／＼品目別に配給統制せしめるたが、國產薬用植物に就いては國產生薬會社が買入を行ひつゝありたるも、集荷に統制の及ばない爲め充分の成績を挙ぐることは困難であつた。仍て今回の規則により前記三會社をそれ／＼統制機關に指定すると共に、國內薬用植物生産者と統制機關との間に仲買人（產地卸業者）を地方長官をして指定せしめ、仲買人以外の者には指定薬用植物を取扱はしめざることゝなり、且下地方長官に於いてそれ／＼仲買人を指定しつつあるが、現在（十月）指定を了したるもの

は三分ノ二程度である。（指定品目省略）尙、近き將來に於いては前記三統制會社は合同して一本建になる筈である。

尙、別項に統制醫藥品の品名を掲げて置く。因に醫藥品及び衛生材料生産配給統制規則に依り指定せられた、第一種醫藥品はアクリノール等百三十三品であつたが、九月一日に至り磷酸コデイン、鹽酸チヒドロオキシコディノンの二品が削除され、鹽酸エビレナミン液が追加された結果、現在は百三十二品であり、第二種醫藥品は當初安息香酸素三十七品であったが、九月一日に至りアスピリン等國產六十一品を追加され現在は九十八品に増加、又第三種醫藥品は當初アガリチン等七十品であったが八月二十一日亞鉛華等十八品が追加され現在八十八品となつた。

尙、戰時體制版とでも云ふべき日本藥局の大改正は十六年中に公布される筈であり其の主旨は原材料の拂底に對應し保健衛生上支障無き限り醫藥品の規格を緩和し、醫藥品の確保を期する目的である。

衛生局の機構改変と 地方廳の藥務課問題

衛行政を司る厚生省衛生局は、七月三十

一日機構の大改編を行つた。今事變以來三度目の機構改革であり而も今回が最大である。即ち從來の醫務課、資材課、藥品生產課、保健課が、醫務課、藥務課、藥品課、衛生課と變り藥界多年宿望の藥務課實現を招來したのみならず、事變前まで藥の字を冠した課が一つも無かつたのが藥務、藥品の兩課併に至つた。

其の理由は云ふ迄も無く戰線統後を通じ、國民の保健衛生上全く可らざる醫藥品の生産したのみならず、事變前まで藥の字を冠した課が一つも無かつたのが藥務、藥品の兩課併に至つた。

藥務課は舊資材課に相當し醫藥品衛生材料の配給を管掌する外、新に藥劑師に關する事務を醫務課から移管した。又藥品課は舊藥品生産課に相當し專ら醫藥品、衛生資材の生産に關する事務を管掌する。

此の行政機構の改変が示す通り、衛行政就中醫藥行政は專ら生産配給の統制計畫に重點を置き、制度、法令等の改正問題に對しては統制上重大關聯を有するものゝ外は第二義、第三義とするに至り、醫藥制度調査會も一月十七日再開以來開店休業の状態に置かれることとなつた。

目下當局の最も力を注いでゐるのは公定價格の基本を爲す醫藥品製造工業原價計算準則の實施であり、六月十八日以來自治的實施を懇請してゐるが、九月一日には之れが實施を爲すべき業者（資本金二十萬圓以上又は第二種統制醫藥品製造を爲す製藥者）を百十八名指定し、十二月より法的實施に入る段取となつてゐる。近き將來に於いては製造のみでなく、配給業にも原價計算を實施する方針で調査が進められてゐる。

又輸入醫藥品杜絶に對する應急對策として

醫藥制度調査會

も藥務課を設置し、醫藥品配給の萬全を期すべしとする藥界の要望は漸次熾烈となり、目下日本藥劑師協會より中央並に地方長官に對しそれ／＼陳情が行れてゐるが、其の成否は豫測の限りでない。因に警視廳に於いては二月十二日衛生部を保安部に統合し保安衛生部と改稱、衛生課は名稱は其の儘としたが内部機構を改變し、從來の保健係を變じて藥務係を設置したことを附加へて置く。

尙、二月三日に第三次醫藥品公定價格を百十四品に就いて指定し、更に第四次を八月十日醫藥品百二十五品に就いて公定價格の指定を爲した。續いて十月四日はラウリン脂等九品目に就いて公定價格が指定された。

尙、厚生省の藥務課設置に做り各地方廳に

醫藥制度調査會が三ヶ年に亘る糾餘曲折の結果決定した「醫藥制度改善方策」は、昭和十五年十一月厚生大臣に答申されるに至つたので、業界としては昭和十六年の帝國議會に政府案として提出されることを確信し、政府當局も亦必ず提出するとの決意を示してゐたが、獨り醫師會側は飽くまで反対阻止に狂奔し全國醫師を動員し、あらゆる運動を續け、その結果時局の深刻化と相俟ち議會に摩擦相剋を惹起するが如き法案は政府として提出するを不可能ならしめた。

斯くて業界が待望した處方箋の強制發行も、醫藥制度調査會答申として政府に手交さ

れたといふに止り日の目を見すに終ることになつたが、之れを遺憾とした藥劑師會側では衆議院に對し醫藥制度改善促進請願を行ひ目的達成を劃したところ、請願委員會に於いては醫系議員の反対を壓えて採擇となつたにも拘らず、三月二十五日の衆議院本會議に於いては醫系の策動效を奏し遂に不採擇の運命に遭遇して了つた。

然し當時政府當局としては明年の議會には醫師法改正案の形で議會に提案する方針であると述べて居り、その言明の通りとすれば本年（十七年）の議會に提案される筈であるが、大臣始め當局者は全部顔觸れを異にしてゐる上に時局は益々緊迫しつゝある狀態であつて、恐らく醫師法改正案の如きは不急の法案として問題になるまいと豫想される。假令、提出される可能ありとするも處方箋強制發行問題に就いての摩擦を恐れ、適當に骨抜きとされる懸念充分にあり、此の點藥劑師會方面としては目下成行を非常に重大視してゐる。

尙、現厚生大臣小泉軍醫中將は専門家だけに從來の大臣と型を異にし醫藥問題には就任早々より一家言を吐露し所信を示したが、夫れに依れば「醫藥制度の改善に就いては醫藥制度調査會の答申に泥らず、新なる觀點より

新構想を以て再出發する、但し現行の醫療制度は大なる缺陷を有してゐるに鑑み根本的改革の要ありと認める」と云ふにあり、結局過去三ヶ年の醫藥制度調査會の審議答申は一應御破算として、新厚相の描く新構想に依り獨自の改革案が出現するものと見ねばならぬ。果して厚相の新構想とは如何なるものであるか、現在迄のところでは何等の具體の方針も示されて居らないが、時局下國民の體位向上に重點を置き無醫村の解消、醫療の普及、醫療の公營強化等を目指すものであらうとは疑ひを容れぬ。其の場合調劑問題、處方箋問題等に就いて如何なる處置を探るか劑界としては深甚の關心を持つてゐる譯である。

薬事奉公會の結成

めてゐる。薬品法、薬剤師法、薬剤師會令に就いては既に一應の試案要綱を脱稿するに至つてゐるが、薬品法に就いては新薬、賣藥方面と意見の不一致を來してゐることは將來の問題として指摘して置く必要がある。

か、現在迄のところでは何等の具體的方針も示されて居らないが、時局下國民の體位向上に重點を置き無醫村の解消、醫療の普及、醫療の公營強化等を目指すものであらうとは疑ひを容れぬ。其の場合調劑問題、處方箋問題等に就いて如何なる處置を探るか劑界としては深甚の關心を持つてゐる譯である。

尙、日本藥劑師會では醫導制度調査會第三特別委員會の速かる再開を要望し、同委員會の分擔事項たる業事に關する事項の審議成案を望んでゐるが、厚生當局は時局下不急の問題として早急に開會するの意志無く、寧ろ醫藥制度調査會を廢止せんとする意圖を有するのではないかと見られる節さへある。然し薬劑師會としては恒久的立場から藥品法の制定、藥劑師法、藥劑師會令の根本的改正、藥價令藥育の改善等の諸重要問題に關し先般來特別調査會をして活潑なる調査研究を行はし

公會の結成に着手するに至つた。

斯くて三月二十八日全國百四十七團體代表參加の下に盛大な發會式が東京上野精養軒に舉行され、金光厚生大臣も親しく臨席し祝辭を朗讀頗る盛會であつた。本會の陣容は

會長大口喜六代議士、副會長河合日本藥劑師會長、同服部東大藥學科教授、同鹽野大坂藥種卸商組合長、理事長吉田宗二郎（元三共重役）理事は東西學界、業界各有力團體代表有力業者等三十一名、顧問に朝比奈、慶松、近藤、高橋四各博士、鹽原三共社長、志村元日本藥事協會長、武田長兵衛、田邊五兵衛、津村重舎、森平兵衛の諸氏

て、文字通りオール薬界の名士を網羅してゐる。薬界の大同團結を叫ばれたことは久しうが、時局の影響に依つて此處に始めて其の實現を見たことは意義深いものがあるが、此の種の團體の通例の如く構成分子が多種多様であり、夫れゞゝの立場に従つて抱懐する意見も區々である爲め、推進力となるべき中心が明確ならず、華々しい發會式に比して其の後の事業が一向進展を見せないといふ非難が浴せられてゐる。

此の非難に應へて同會では幹事會を設定して推進力たらしめ、各種委員會を設定して事業の調査研究に當らしむる万針を採つたがその結果現在着手するに至つてゐる問題は代用薬品の調査研究並に宣傳普及と、醫藥品の確保に關する施設特に治療薬品研究機關の設定計畫である。代用薬品の調査に就いては目下委員會を設定し成案を急ぎつゝあり、決定を見れば厚生當局の指示の下に醫師藥劑師に代用薬品の使用を徹底普及せしむる万針であり、醫藥品の確保施設に就いては先般厚生大臣に建議書を提出し衛生試驗所、大學研究室等の官公試驗機關を始め民間製藥會社の研究部を總動員して各自分擔を定め、不足醫藥品の研究、製造に當らしむるやう要望した。

兩問題共に政府當局が既に考究計畫しつゝある問題で何等反對のある可き筈の無い事柄であるが、奉公會としては政府當局と協力して國策に即應することを事業の根本方針とする建前から此の問題を取上げたものである。

尙、奉公會の經濟的基礎は加盟團體の分擔金と寄附金に置かれてあるが、基本金十萬圓を目標に寄附金を募り、現在迄に約七萬圓の寄附申込みを得て居り、分擔金に就いては加盟團體の實力及び性質に依り割當査定をしてゐるが、本年度は加盟團體何れも豫算決定後のことを強制徵收はなきず、來年度より本格的に分擔金規程を實施することになつてゐる。今後の奉公會が果して如何なる程度の成果を收むるかは頗る疑問で、經濟的には年額二萬圓程度の豫算では奉公會の維持が精々熱意の不足が感ぜられる。將來豫定方針の如く十萬圓以上の基本金を得て社團法人組織に強化されるとしても、當分の間は餘り多くの期待は掛け得られないことであらう。

企業合併問題と
薬業の寺内生

商業再編成企業合同は一薬業界ばかりの間

東京大阪藥業關係
組合團體役員一覽

〔昭和十六年十月現在〕

東京薬種貿易商同業組合

| | |
|---|-----------------------|
| 評議員 | 石坪房二郎、三田村宇作、日榮市兵、 |
| 小林康弘、岡島松次郎、西澤寛、三木仁平、松井幹一、野平譲、 | 會長 副會長 評議員長 副議員長 副議員長 |
| 東京醫療器卸商同業會 | 渡邊忠恕 今井久作 野村米作 |
| 東京藥院、大木合名會社、高木與兵衛、玉置商店、津村順天堂、藤井得三郎、守田治兵衛、 | 副組長 堀内伊太郎 白井正助 |
| 東京藥業同業組合 神田區錦町一ノ二一 東京藥業同業組合內 | 副組長 堀内伊太郎 白井正助 |
| 原市兵衛、 | 書記長 淵上敬夫 |
| 岩城市太郎、藤川芳太郎、岡澤良次、金 | 評議員 |
| 田邊金次郎、小西新兵衛、中村喜代八郎、 | 組副組長 鳥居孝一郎 |
| 友田貞吉 | 組副組長 守隨彦太郎 |
| 原市兵衛、 | 評議員 |
| 岩城市太郎、藤川芳太郎、岡澤良次、金 | 組副組長 鳥居孝一郎 |
| 田邊金次郎、小西新兵衛、中村喜代八郎、 | 組副組長 守隨彦太郎 |
| 原市兵衛、 | 評議員 |
| 原市兵衛、 | 組副組長 鳥居孝一郎 |
| 原市兵衛、 | 組副組長 守隨彦太郎 |
| 原市兵衛、 | 評議員 |

仲谷善之助、森延次郎、小林義市、野村牧太郎、山田六松、風間喜一、三田村美

| | | |
|--------------------|---------|--------------------|
| 會書會 | 日本藥劑師會 | 津、 |
| 記計 | 石塚七太郎元 | 牧太郎、山田六松、風間喜一、三田村美 |
| 間 | 福原七郎 | 仲谷善之助、森延次郎、小林義市、野村 |
| 會長 | 河合龜太郎 | 大輔、 |
| 副會長 | 石井絹治郎 | 田達次、入江七平、瀧川末一、 |
| 理事 | 柳澤保太郎 | 竹中稻美、高橋勘次、關口彌三郎、可兒 |
| 事 | | 重一、武井勇、野澤清人、鈴木秀幹、吉 |
| 會長 | | 田達次、入江七平、瀧川末一、 |
| 副會長 | 石井絹治郎 | 書記長 |
| 理事 | 船戸忠助 | 登内森一 |
| 東京府藥劑師會 | | |
| 神田區錦町一ノ二二 | | |
| 會長 | 石井絹治郎 | |
| 副會長 | 船戸忠助 | |
| 理事 | 關口彌三郎 | |
| 千葉長三、老沼秀雄、渡邊政治、加藤勝 | | |
| 衛、成毛英之助、内田兼一、内野良男、 | | |
| 梅澤一郎、山本十重松、淺野長次郎、平 | | |
| 塚善太郎、菅原浩、 | | |
| 日本藥品輸出協會 | | |
| 日本藥品輸出協會 | | |
| 理事長 | 武田長兵衛商店 | |

| | |
|------------|---|
| 理事長 | 第一製藥株式會社 |
| 理事 | 株式會社鹽野義商店 |
| 監事 | 大日本製藥株式會社、田邊五兵衛商店、三共株式會社、ラザウム製藥株式會社、友田合資會社、 |
| 常務理事 | 株式會社藤澤友吉商店、株式會社鳥居商店、 |
| 日本醫藥品輸入統制會 | 大阪市東區直條町三ノ二五 大日本製藥株式會社内 |
| 理事長 常務理事 | 支都・東京市日本橋區本町二丁目、大日本製藥 東京支店內 |
| 常務理事 | 株式會社武田長兵衛商店 |
| 常務理事 | 株式會社田邊五兵衛商店 |
| 取締役社長 竹田義藏 | 株式會社鹽野義商店 |
| 常務取締役 | 日本醫藥品統制販賣株式會社 日本橋區大傳馬町一ノ二 |
| 取締役 | 取締役社長 竹田義藏 |
| 常務取締役 | 衣笠豊、鹽野義三郎、鹽原祐三、瀧野勇、池田文次、 |
| 取締役 | 稻畑二郎、東代清次郎、莊原和作、 |
| 監查役 | 鳥居孝一郎、市野潮潛、原安三郎、藤澤友吉、守田保太郎、 |

大阪製藥同業組合

大阪製藥同業組合

大阪市東區道修町二ノ二六

組長 澱野 勇
副組長 井上治兵衛
同副組長 三宅馨臣

評議員會議長 兒玉秀衛

同副議長 原田高臣

評議員 東代清次郎、黒田重平、松田卯之松、原田藤太郎、米城善右衛門、

代議員

清水如水、石津作次郎、乾卯兵衛、今永駒吉、乾保之助、伊藤千太郎、森下日出雄、小野市兵衛、岡野松之助、和田米造、間中綱彦、小西泰藏、神田莊次郎、黒石英次、衆田利三郎、安原富三郎、野口信吉、増田俊三、小谷富三郎、荒川正太郎、

大阪府賣藥同業組合

大阪市天王寺區東高津北之町一

組長 竹村幸次郎
副組長 榎尾虎三郎
同組長 小林吉太郎
同組長 山本直美

評議員

伊藤景章、橋本彥治郎、小林知一、杉山善太郎、福原重雄、橋爪鶴楠、岡橋正之、谷新助、西村茂三郎、灰谷善太郎、橋本定四郎、岡彌三、永尾眞一郎、細井伊久三、藤田梅吉、山本啓治郎、稻葉房藏、

| | | |
|--------------------|------------|------|
| 中原實平、河合榮治、橋本源治郎 | 主事 | 石井正一 |
| 大阪府薬剤師會 | 大坂市北區南扇町一二 | |
| 副會長 | 柳澤保太郎 | |
| 副會長 | 瀧川末一 | |
| 理事 | 藤田梅吉 | |
| 谷川潭治、網島連城、林重雄、岡彌三、 | | |
| 桙木辰次郎、大川義春、 | | |
| 東京賣藥工業組合 | | |
| 神田區仲町二ノ二三 | | |
| 組長 | 藤井得三郎 | |
| 副組長 | 横出政五郎 | |
| 理事 | | |
| 堀内伊太郎、大木良輔、高木與兵衛、玉 | | |
| 置源一郎、津村岩吉、中南定太郎、安川 | | |
| 榮次郎、津村重舎、 | | |
| 監事 | | |
| 太田信義、山崎嘉太郎、安藤福太郎、 | | |
| 勝ち抜け！ | | |
| 耐え抜け！ | | |
| 護り抜け！ | | |

勝ち抜け！
耐え抜け！
護り抜け！

薬業界の一年

〔昭和十五年十一月
至昭和十六年十月〕

十一月（十五年）

大蔵省では一日付省令第七十八號を以てアルコールの專賣法施行細則中左の通り改正公布し即日實施した。

第十七條 アルコールの賃價價格は大蔵大臣之を豫め告示す、前項の賃價價格に付ては其の製造場別生産能力又は使用したる製造原料に依り差等を設くることを得

附則 本令は公布の日より其の施行を得

第一回薬事懇談會では各代表の意見一致により常置委員を選任して薬界再編成の具體案を練ることとなり、これが人選は大口委員長一任されてゐたが一日附左の如く委嘱し、第一回を六日開催。二十

二名の委員如左。
委員長大口喜六、〔委員〕池田文治、石井紹治郎、大木良輔、河合龜太郎、衣笠豐、金原市兵衛、慶松勝左衛門、小西專一、齋藤寅、守野登太郎、鈴木秀幹、高橋勤次、津村岩吉、鳥居孝一郎、野澤清人、服部龍三、古田宗二郎、三輪富士、守田保太郎、吉岡眞吾、吉田達次。

全國醫藥品配給統制會に於いて調査會案の實現を期する爲の對策を協議しこれが一方法として關係當局の善處を要望することとなり決議文を可決、翌十三日關係當局に提出した。

第一回薬業制度調査會の經過に付詳細説明、次いで竹中日藥理事より更に敷衍説明ありて質疑應答に入り調査會案の實現を期する爲の對策は厚生省の指示に基き、醫藥用ア

リ薬業制度調査會で各代表の意見一致により常置委員を選任して薬界再編成の具體案を練ることとなり、これが人選は大口委員長一任されてゐたが一日附左の如く委嘱し、第一回を六日開催。二十

二名の委員如左。
委員長大口喜六、〔委員〕池田文治、石井紹治郎、大木良輔、河合龜太郎、衣笠豐、金原市兵衛、慶松勝左衛門、小西專一、齋藤寅、守野登太郎、鈴木秀幹、高橋勤次、津村岩吉、鳥居孝一郎、野澤清人、服部龍三、古田宗二郎、三輪富士、守田保太郎、吉岡眞吾、吉田達次。

第一回薬業制度調査會の經過に付詳細説明、次いで竹中日藥理事より更に敷衍説明ありて質疑應答に入り調査會案の實現を期する爲の對策は厚生省の指示に基き、醫藥用ア

セトン及び酒石酸ケレモルの配給に關し一元化統制を行ふこととなつた。此の中アセトンに就いては日本溶劑共販會社より、又酒石酸ケレモルに就いては酒石酸ケレモル統制會より從來それ／＼配給を受けてゐたものであるが、商工省に於いては凡てこれを原料統制會に一元的に統制配給されることとなつたものである。

日本水銀統制會では輸入品國產品をヨル計算によつて一本建とする公定價格の設定をみ正式指令が發せられたので、本來の目的とする水銀の需給調整を斷行することとなり、水銀申込及び配給要領を決定し關係各方面へ通達した。

企劃院では東京賣藥製造組合長津村順天堂に對し賣藥の調査を依頼するところがあつたが、更に企劃院の指示により二日、日本橋茅場町清水ビルに於いて官民懇談會を開いた。當日は陸軍、企劃院、厚生省等から係官列席種々懇談を交へたが、調査依頼内容は左の如きものでその目的は圓城輸出に關

日本水銀統制會では輸入品國產品をヨル計算によつて一本建とする公定價格の設定をみ正式指令が發せられたので、本來の目的とする水銀の需給調整を断行することとなり、水銀申込及び配給要領を決定し關係各方面へ通達した。

企劃院では東京賣藥製造組合長津村順天堂に對し賣藥の調査を依頼するところがあつたが、更に企劃院の指示により二日、日本橋茅場町清水ビルに於いて官民懇談會を開いた。當日は陸軍、企劃院、厚生省等から係官列席種々懇談を交へたが、調査依頼内容は左の如きものでその目的は圓城輸出に關

聯し優良賣藥を善用する資料とするものと見られる。調査期間は自昭和十三年九月一日 至同十四年八月末日迄。

①輸出實績金額總計②輸出金額總計③輸出品受註金額總計④國域以外第三國向輸出金額總計⑤日本國內供給金額總計⑥日本國內受註金額總計⑦輸入原藥金額總計⑧輸入原藥數量總計⑨輸入原藥過總計⑩輸入原藥不足總計⑪受註高と輸出高との不balanceに就いての意見⑫現機構に對する貴店及び現地取引先の希望又は意見⑬貴店の輸入業績大観

⑭貴店の第三國への輸出概況⑮貴店の内地供給と受註現況⑯貴店の輸入原料狀態⑰内地原料に就いての意見

日本水銀統制會では輸入品國產品をヨル計算によつて一本建とする公定價格の設定をみ正式指令が發せられたので、本來の目的とする水銀の需給調整を断行することとなり、水銀申込及び配給要領を決定し關係各方面へ通達した。

企劃院では東京賣藥製造組合長津村順天堂に對し賣藥の調査を依頼するところがあつたが、更に企劃院の指示により二日、日本橋茅場町清水ビルに於いて官民懇談會を開いた。當日は陸軍、企劃院、厚生省等から係官列席種々懇談を交へたが、調査依頼内容は左の如きものでその目的は圓城輸出に關

日本水銀統制會では輸入品國產品をヨル計算によつて一本建とする公定價格の設定をみ正式指令が發せられたので、本來の目的とする水銀の需給調整を断行することとなり、水銀申込及び配給要領を決定し關係各方面へ通達した。

企劃院では東京賣藥製造組合長津村順天堂に對し賣藥の調査を依頼するところがあつたが、更に企劃院の指示により二日、日本橋茅場町清水ビルに於いて官民懇談會を開いた。當日は陸軍、企劃院、厚生省等から係官列席種々懇談を交へたが、調査依頼内容は左の如きものでその目的は圓城輸出に關

定した。
①全業界を網羅せる統一團體の結成②名稱を藥事奉公會とす③三名乃至五名の委員に規約草案の作成を依頼すること④規約には目的、綱領、組織、機關、經費その他必要な事項を簡明に規定すること⑤規約を得たる後速かに本準備委員會を開催し更に第一回全體會議を開くこと⑥事務所は當分の内日本藥劑師會内に置く

東京藥粧商業組合聯合會臨時總會は八日同會事務所に開催、各藥粧役員出席の下に開催され吉田達次氏を議長に先づ定款第一條、第二條、第二十一條改正の件を附議可決、次いで補缺役員選舉の結果

中央物價統制協力會議では產業再編成の基本方針として經濟團體各係官、部會委員出席、和藥二十品、漢藥六十二品、工業藥品七品の最高價格を原案通り決定。

價格形成中央委員會化學工業品部會は五日開催、厚生省より松尾厚生課長、江下事務官、商工農林各係官、部會委員出席、和藥二十品、漢藥六十二品、工業藥品七品の最高價格を原案通り決定。

中央物價統制協力會議では產業再編成の基本方針として經濟團體各係官、部會委員出席、和藥二十品、漢藥六十二品、工業藥品七品の最高價格を原案通り決定。

日本藥劑師會第一回常置委員會は六日神田學士會館に開催、大口委員長以下各委員出席の下に自由討議により審議を進め左の諸點を決

日本藥劑師會第一回常置委員會は六日神田學士會館に開催、

禮を行ひ、代表吉岡眞吾氏より経過報告あり座長に老沼秀雄氏を推し、組合規約、役員選舉を終り、岸本衛生課長の訓辭、來賓の祝辭ありて散會。役員如左、

「理事」吉岡製薬所吉岡眞吾、應用醫化株式會社老沼秀雄、蒲田製薬所中村泰輔、守隨彦太郎、三星製薬會社野村義一、共同製薬所原聖覺、トキワ製薬會社藤瀬乙安、共同製薬會社岡村時郎、模範藥品研究所杉山良雄、「幹事」石上藥品商會石上武、三光社高羽禪郎、東京醫藥社島田源太郎、

全國澱粉配給統制組合では昭和十五年度馬鈴薯澱粉及び甘藷澱粉の配給計劃に對し、各地方支部より申請の數量と產地方面の情況を顧慮しその計劃書を發表、藥品製造業者若くはそれ等の團體に對しては約五十萬貫の配給計劃量がみられた。

總會は二十日京橋中央亭に開催、府商工課、同農林課、警視廳等より係官の臨席を迎へ、發企人總代宮本來治氏以下加盟者四十二名出席、國民儀禮の後宮本氏より經過報告あり、同氏を議長として議事に入り定款制定、事業計畫、創立費償却方法、收支豫算並に分賦金收入方法決定、統制規定制定、荷

郎、漫野三千三、石尾正文、秋谷七郎の諸博士、鈴木宮内省薬剤課長、柿沼警視廳衛生検査所長等出席、麻布博士の司會にて田所松太郎氏の開會の辭あり、それより左の講演に移つた。

△體質學の現狀に就て、理學博士鍛島實三郎△神經の生化學的研究藥學博士石館守三△本邦に於けるアルミニウム及びマグネシウムの製法に関する研究、工學博士龜山直人△醣酵工業に於ける最近の問題、農學博士坂口謹一郎

十二月（十五年）

圓城輸出制限の爲め滿洲國藥業者は打撃を被りつゝあるので奉天藥品統制組合幹部を初め現地藥業者代表諸氏は、滿洲向賣藥その他輸入増量を要望する爲來朝、先づ大阪市場を訪問して事情を聴へ、次いで竹村大阪賣藥同業組合長の案内にて四日上京、全賣本部と聯絡をとり東京藥業組合、大阪賣藥組合並に滿洲組合の連名を以つて厚生省對滿事務局及び東亞輸出組合を歴訪し衷情を披瀝、滿洲國向け賣藥の輸出増大を陳情。

東京藥種貿易、大阪藥種卸、東京大阪兩製藥の四組合では本年一

月三十一日厚生商工兩大臣の認可を得て實施しつゝある醫藥品卸賣協定價格の一部變更を求むる爲七月十六日付を以つて改正申請を行ひ十月十日付商工厚生兩省指令を以つて認可となり、十二月五日兩省告示を以つて正式公布。

厚生省に於いては國民の保健衛生に就き廣範且つ徹底せる調査研究を行ふ爲、從來の公衆衛生院及び榮養研究所を廢止し、此等の施設で取扱つて來た事項を綜合するとともに更に積極的事項を管掌する機關として厚生科學研究所を施設することとなり、五日これが官制の公布と開設を行つた。内容に就いては藥科關係に於いて技術者養成事業として藥學科が置かれており、藥專卒業以上の者を一年間再教育する。

東京顏料商業組合の創立總會は六日江戸橋實聯ビル講堂に於いて開催、發起人總代三宅氏外四十四名出席、國民儀禮の後總代の挨拶經過報告ありて三宅氏を議長に開會、定款制定、事業計劃、創立費償却方法、初年度經費收支豫算分賦金收入方法等の諸議案可決の後左の如く役員を選任した。

△理事長三木商店支店△理事、森六、繪守
丸石、田中、柴田、黒田△監事、南川、二
田、長瀬

政府は七日付勅令第八百六十一號を以て度量衡法施行令改正並に商工省令第九十七號を以つて度量衡法施行細則改正を公布し即日實施した。改正の重要な點は從來藥局開設者は殊殊販賣業者として玻璃樹、體溫計の販賣を認められてゐたが、此の改正で今後更に板付體溫計の自由販賣を認められた。

全賣では大會決議に基き賣藥原料配給に關する陳情を行ふべく特別委員團會議に成案を附議承認を得、厚生、商工、農林各大臣宛陳情書を提出した。

東京藥業同業組合申請にかかる新藥、新製劑小賣協定價格及び賣藥卸賣小賣兩協定價格は十一日付東京府警視廳東京府指令第五五二二〇號を以て認可され十九日より實施。

朝鮮藥品輸移入統制組合では十二日協議の結果、同組合は發展的解消を遂げることとなり、朝鮮藥品輸移入配給統制株式會社を創設することに決定。

國民體力審議會總會は十二日厚生省に開かれ、金光厚生大臣以下各委員出席大臣諸間の花柳病豫防法改正に關する件を上議、特別委員長金杉英五郎氏より經過報告あり、河合龜太郎氏より意見發表ありたるのみにて委員會決定原案通り可決、直ちに厚生大臣へ答申、花柳病豫防藥の廣告禁止條項も成立、性病豫防法案と改稱された。

東京賣藥製造組合の時局新體制即應を研究する爲の研究部會發會式は、十三日京橋中央亭に開催、研究部會長大木、副部會長津村兩氏初め各委員並に來賓多數出席、大木卓氏より經過報告ありたる後大木良輔氏より祝辭にかねて新體制研究に對する希望を述べ、次いで賣藥工組專務理事横手政五郎氏同業紙代表、津村副會長等の挨拶ありて發會式を了り、引つゞき第一次會合を開き席上各部の分擔委員を左の如く決定散會。

△部會長大木卓、副部會長津村義男△參與尾澤良太郎、高木與八郎、津村基太郎、中田勇吉、藤井勝之助、小林謙三、齊藤政二白井正助、△企劃部七名△調查課七名△連絡部七名△法令部七名△生產部七名△貿易部七名

受組合繼承、役員選任を行ひたる結果、理事長宮本來治、常任理事森水東京販賣會社、同齋藤實、「理事」マンロー商會、逸見山陽堂、大木合名會社、玉置商店、國分商店、川手商事株式會社、明治商店、「監事」長井進作、林商店、「統制委員」廣屋商店、乾卯金精品東京支店、鈴木洋酒店、片山利喜橋、小林光仁堂、織田幸次郎、高杉、(明治製藥)山崎(森水)

富山縣賣藥統制會社設立を目指す合同委員會は二十五日昭和會館別館に於いて開催、委員長以下委員十三名出席、富山縣賣藥商業組合定款一部變更の件を協議決定の上方劑研究委員會から賣藥の方剤數を百六十二に選定した旨を報告これを承認した。富山賣藥新體制の骨子は大體左の如くである。

一、富山賣藥統制會社を資本金三百萬圓を以つて組織する

二、右會社は廣貫堂を初め縣下業者を買收し企業合同を行ふ

三、一縣一社、一戸一袋の賣藥配置を原則とし二重配置を絶無ならしむる

四、各地に商業組合を設置し統制會社より一貫配給を爲す

五行商人を一地域一人とし同地域内を重複行商せざること

六、現在一萬戸千方に達する賣藥處方を百六十二に限定する

七、向ふ二ヶ年間を以て此の新體制を確立する

第二十回 全國賣藥業團體聯合大會は二十八日午前十一時より樞原神宮外苑建國會館に於いて全國加盟團體代表者、參加者、地元業者等約五百名參會の下に開催、來賓厚生省技師、山内奈良縣知事、松村縣會議長臨席、劈頭主催地大和儀禮を行ひたる後組合長中島太兵衛氏挨拶を爲し、次いで關口本部副部長を議長として開會、金光厚生大臣告辭、商工大臣祝辭、山内奈良縣知事祝辭、松村縣會議長祝辭、北山奈良縣藥劑師會長等の祝辭ありて一旦休憩、樞原神宮に参拜したる後午後二時再開、厚生省竹内技師の講演ありて議事に入り

①昭和十四年度決算並に事績報告 ②次回開催地決定 ③賣藥原料の配給系統簡易化陳情の件 ④醫療藥品の配給を合理化せんことを其の筋に要望する件 ⑤賣藥原料藥品並に資材配給方に關する件 ⑥輸入生藥配給價格引下げ並に品質嚴選方要望の件 ⑦醫藥品交流に關する件 ⑧賣藥部外品製造資格の件 ⑨醫藥制度調査會に於いて討論せらるべき藥業體系の整備問題に對處すべく根本方策樹立に關する件 ⑩賣藥新體制に關する件 ⑪全國賣藥工業組合聯合會組織に關する件 ⑫不聯合會改組に關する件 ⑬區域輸出賣藥はその特殊性に鑑み輸出手續の簡易化並に支那向輸出の留保金撤廃をその筋へ請願するの件 ⑭將來賣藥公價決定の際は定價を以て認可せらる、や

以上の説明を終つて各委員に附託第一日を終り、二十九日の第二日は各委員會の審議を爲して委員長への報告に移りそれより左の如く決議を爲した。〔數字は議案の番號〕

⑨業界時局對策委員會を設置すること、委員は特別委員團を以て之に充つ、第一回委員會を本年内に開くこと

⑩本案は全國業者に重大なる影響を及ぼすを以て第九號の決議による對策委員會に於て検討對策を講ずること

⑪趣旨に於いては異議なきも之が設立に關しては尙研究を要する點ありと認め之が研究方を全資本部へ一任と決す

⑫提案組合の出席なく時期尚早と決す

⑬⑭賣藥原料品の複雜なる現在の配給系統を單一化し品質の嚴撰と配給の圓滑を迅速にせられんことを其の筋に要望すること

藥業
藥品

薬の廣告禁止に關し、全賣では十三日陳情委員を擧げてこれに對する反對の陳情書を厚生大臣宛提出した。

第八回化學工業品部會を開き苦汁
製品、エチレン glycol、有
機化學品等につきそれ／＼最高販
賣價格を決定して商工大臣に答申
した。

つあつたが、日薬自體としても何らかこれが対策を調査研究することとなり、新に生産配給対策臨時委員會を設置した。

一、轉失業、分工場設置、特殊製劑等の問題に就いて發起人に於いて善處する
一、統制會社の株の申込は法人、有限、個人を問はず便宜の方法で申込すること
以上四項目を全會一致で承認した。

三

衛生綿の製造配給は厚生商工兩省通牒により第六回配給以後は厚生省主管に屬し、日本製綿工業組合聯合會の手を離れることとなり、警視廳では此の方針に基き業者を指導、十四日東京衛生綿配給聯盟を結成せしめた、これによつて從來荒物雜貨商のみを中心としてゐたものを藥粧、藥同兩組合を包含せしめた全業者の統合團體となし藥局、藥種商、百貨店への配給をも行はしむることとなつた。

全國賣藥業團體聯合會では先の特別委員團會議に於いて賣藥の時局對策を協議した結果、東京、大阪、富山、大和、名古屋の五團體を小委員に擧げ各加盟團體より本問題に對する意見を文書を以つて徵したる上、小委員會に就いて成案を得ることとし、十七日聯合會本部では各加盟團體に對し藥業新體制に關する具體的項目十項を擧げ回答を求むべく通牒を發した。

東京賣藥卸賣同業會の第二十五回定期總會は、十九日上野精養軒に開催、大木相談役を初め片山、福島兩副會長、大木、玉置、中田國友、川手、石澤、西村各評議員諸氏初め會員三十餘名出席、國民儀禮の後勤續店員表彰式を行ひ總會に移り、林會長の辭任承認、庶務報告ありて林氏を相談役に推すことに決定、次いで會長選舉に移り大木良輔氏就任、次いで商業組合結成の爲本會解散のことに決定し、大木新會長に一任された。

全國醫藥品原料配給統制會第二回總會は、十九日午後四時より東京大日本製藥東京支店に於いて開催、來賓、役員その他會員百餘名出席、事業報告、決算報告の後役員の改選を行つた結果全部重任と決定した。

厚生省では薬業原料用澱粉につき、日本澱粉株式會社をして統制配給せしめる旨、二十一日附厚生省衛生局長通牒を發した。

全購聯、全販聯、信販購聯三團體の統合は、農林省指導の下に成立、二十六日認可を得、十六年一月一日より事業を開始する。購買事業に於いては醫藥品、衛生材料全般に亘り取扱ひ販賣事業に於いては除蟲菊、澱粉、油脂等を取扱ふ。

圓域向醫藥品の輸出は東亞必需品輸出組合、藥品部、醫藥品部會並に賣藥部會の手によつて商工省の監督下に行はれてゐるが、大阪側醫藥品輸出業者間には藥品の特殊性を強張して東亞必需品輸出組合を離れ、獨自の藥品輸出組合を設立して厚生省所管に屬せしめんとの要望熾烈となり、これが運動の爲二十六日武田長兵衛商店、田邊五兵衛商店、藤澤商店等の外交部諸氏上京の上東京側と折衝を行つたが、東京側は醫藥品部幹事會に於いては時期尚早と決定し、又賣藥部會に於いても考慮の餘地ありとして大阪側の再考を求めた結果、

薬草、和薬並に漢薬の公定價格設定に就いては、去る十月價格形
成委員會化學工業部會に於いて醫
藥品専門委員會決定になる原案を
可決、爾來商工、農林、厚生の三
省に於いて價格等統制令第七條の
規定による公定價格としての指定
手續がとられ、先づ和薬に就いて
は二十七日商工農林厚生三省告示
第一號並に漢薬に就いては二十八
日告示第八號を以つて告示された
小賣向統制醫藥品配給割當に關
する東京府醫藥品配給統制審議總
會は、二十七日藥同組合事務所に
開催、石井、吉田、青柳の正副委
員長以下各委員、警視廳より藤森
技師、井上保健係長等出席のもと
に、①實績調査に關する件、②會
計報告の件、③百貨店郡部の負擔
金に關する件、④十一月分統制醫
藥品配給に關する件等を審議の後
警視廳の諮詢事項たる

政府では合成ゴム、合成繊維その他他の有機合成事業の統制並にその助長を目的として有機合成事業法を十五年四月四日公布するところあつたが、その後これが實施につき施行令並に施行規則の審議を進めつゝあつたところ、愈々實施に移すこととなり七日附勅令第二十五號により施行令を公布、同二十三號を以て十日より施行され旨公布されると同時に商工省令第二號により施行規則を定められた。

合成染料の一元的配給を目的とする日本合成染料販買會社の創立總會は十日帝國ホテルに開催、商工省稻見合成課長並に關係業者出席定款承認の後左の役員を選任した。

△社長平野久保△常務取締役藤田義保、
松浦勝吉、同木下信十郎、同島居精一、
中島原吉△取締役稻畠次郎、同莊原和作、
同原安三郎、同坪本十五郎、同磯村乙巳、
同田岡佐平、同三木與太郎、同岡本正一、
同山口佐助△常任監査役山田芳太郎

全國醫藥品卸諸團體全國プロ
ク理事長懇談會は十三日京橋中央

として大口代議士、河合日薬會長等臨席國民儀禮の後發起人鶴原誠藏氏より懇談會開催に至る經過報告あり、一旦休憩後東西アロック地區並に代表委員をそれゝ發表業界の協力一致職域奉公を決議して第一日を終り、引續き第二日も同様中央亭に於いて開催前日の決定に基き東西各アロック委員の出席、直に議事に入り、會名を全団地方卸薬業聯合會と決定、役員選任の結果、會長、上田實、副會長中村泰輔、鶴原誠藏、東代清次理事は各地アロック毎に人選、東部一部一、一區秋山、二區石館、三區牛藤、四區黒崎、五區諸貫、西部一、一區中北、二區山村、三區金岡、四區日野、五區戸井、六區吉村、常任理事一、中北、吉村、石館と決定した。前記委員會の決定に基づく副會長、中村、鶴原、常任理事、中北、吉村、石館の五氏は厚生省に宮田資材課長を訪問、配給圓滑につき種々陳情を行つた。

その善處方を懇望した。

を附議、調査員に島居氏を推薦夫々決定した。

臺灣有機合成會社はカーバイドを製造し、これを原料とするアタノールの生産を主目的として塗料選鐵薬品等關聯製品の生産を目的として、資本金五百萬圓。三月中旬創立總會開催の豫定。

富山縣下の薬品問屋即ち卸商たちが經濟統制に即應して、全縣一丸とする富山縣薬品卸商業組合を結成したが、同商組が發展的解消し、新たに富山縣薬品統制株式會社を創立、八日拂込を了した。

日本藥學會近畿例會は八日大阪市、大阪ビルで開催されたが、例會講演終了後懇談會を開催、近畿例會を近畿支部に強化するべく委員を擧げその急速實現を期した。政府は經濟警察の取締強化を期する意味から十三日勅令第百二十四號を以つて警視廳官制を改正し即日實施したが、これに依つて業界に關係多い衛生部が保安部と合し、保安衛生部が新たに設置され、而して薬事に關しては從來の衛生部衛生課保健係を保安衛生部衛生課薬事係と改められた。

し以て保健衛生上の障害を豫防し人的資源の確保に費せんとするに在り

第二、妊娠員數の調査
イ、警察署長は管内に住所を有し且出產用局方ガーゼ及綿（脫脂綿並に衛生綿）を必要とする妊娠員數を正確調査し毎月十五迄に毎月分の員數を警視廳保安衛生部に報告するものとす

ロ、調査は正確を期する爲翌月分の豫定に在る者より醫師又は産婆の發行した證明書を呈示せしめ（申込受取の上は呈示者に返戻す）申込しむるの方法に依るものとす

ハ、警察署長は毎月別に妊娠員數調査を実施し申込妊娠の住所、氏名、豫定期月日を記載整理し置くこと

第三、購入券の發行、交付及其の手續
ロ、購入券は警察署長（除無綱）を通じ交付するものとす

ハ、警察署長は警視廳より送付したる所要の購入券を准拠して購入券に基き妊娠又はその代理人の持參したる醫師又は新婆の發給したる證明書と引替に購入券を交付するものとす

二、購入券の發行の際は購入券に分娩豫定期月日を記入し且購入券の番號を妊娠員數重複して交付することのなき様注意すること

第四、證明書の發給形式並其の使用方法
第五、第六は略
第七、購入券の様式（別添見本の通）

藥業薬品

新薬新製劑並賣藥原料の統制醫品配給見込證明書發行問題に關する連絡打合せ會は、十四日神田橋際藥業同業組合事務所會議室に於いて開催。警視廳側より井上薬事係長、藤森技師、糸滿藥品主任、橋本賣藥主任、業者側より各藥粧組理事長、藥同側青柳、府藥石井會長、新薬新製劑原料配給組合側武田その他關係諸團體たる書記長の諸氏出席種々懇談の結果、證明書發行團體は東京賣藥工業組合、中央配給統制組合、東京府醫藥品卸株式會社に了解なり、小賣部門としての發行團體は結局東京府醫藥品配給統制審議會において發行

武田その他の關係諸團體たる書記長の諸氏出席種々懇談の結果、證明書發行團體は東京賣藥工業組合、中央配給統制組合、東京府醫藥品卸株式會社に了解なり、小賣部門としての發行團體は結局東京府醫藥品配給統制審議會において發行

さるゝものとされた。

全國の藥種商を打つて、一丸とする全日本藥種商聯盟創立總立が、十四日目黒の雅叙園に於いて開催。規約、役員等を決定、十五日には厚生省を訪問聯盟代表が厚生大臣と面接藥種商の資格統一問題に關し陳情した。

東京府藥劑師會では十五日一齊に三十七支部に於ける支部長、副支部長、理事、議員等の選舉を行つたが、再選者多く變化はみられなかつた。

東京府藥劑師會では十五日一齊に三十七支部に於ける支部長、副支部長、理事、議員等の選舉を行つたが、再選者多く變化はみられなかつた。

第一、昭和十四年度事業並に決算報告承認の件
二、昭和十五年度度量衡検査成績並に決算報告承認の件
三、昭和十四年度に於ける徵收免除金費並に徵收不能會費處理の件
四、東京賣藥工業組合に金庫譲渡事務承認を求める件
以上の三議案を可決。

表彰式を舉行。

一、昭和十四年度事業並に決算報告承認の件
二、昭和十五年度度量衡検査成績並に決算報告承認の件
三、昭和十四年度に於ける徵收免除金費並に徵收不能會費處理の件
四、東京賣藥工業組合に金庫譲渡事務承認を求める件

厚生省では衛生綿の主管が商工省より移りその第一回配給が實施されることとなつたので、十八日されることとなつたので、十八日これに關する通牒を發した。大判は日本製綿工業組合聯合會、製品會長大口喜六、委員池田文次、大木良輔、金原市兵衛、河合龜太郎、衣笠豐、慶松壽、左衛門、小西專一、齊藤實、鹽野義三郎、守脇泰一郎、鈴木秀幹、瀧川末一、瀧野勇、竹田善藏、田邊五兵衛、東代清次郎、島居孝一郎、野澤清人、服部健三、三輪富十、守田保太郎、柳澤保太郎、吉岡眞吾、吉田達次

以上の諸氏出席のもとに會則案官宛發した。

東京製藥同業組合の定時總會は二十五日九の内工業俱樂部に開催

池田組長以下各役員組合員三百二十九名出席、羽賀氏座長のもとに、脂綿第三回分發送に關し衛乙發第二十五號衛生局長通牒を各地方長

さるゝものとされた。

厚生省では衛生綿の主管が商工省より移りその第一回配給が實施されることとなつたので、十八日されることとなつたので、十八日これに關する通牒を發した。大判は日本製綿工業組合聯合會、製品會長大口喜六、委員池田文次、大木良輔、金原市兵衛、河合龜太郎、衣笠豐、慶松壽、左衛門、小西專一、齊藤實、鹽野義三郎、守脇泰一郎、鈴木秀幹、瀧川末一、瀧野勇、竹田善藏、田邊五兵衛、東代清次郎、島居孝一郎、野澤清人、服部健三、三輪富十、守田保太郎、柳澤保太郎、吉岡眞吾、吉田達次

藥業品

先づ山本理事開會の辭を述べ國民儀禮の後鍋島會長より挨拶あり次いで

學術部(鈴木理事)、編輯部(内田理事)、人事部(上野理事)、社會部(大堀理事)、會計部(可兒理事)

硫黄の配給統制を行ふべく商工省を中心にも民間業者との間に準備中であつた硫黄配給統制組合の創立總會は、七日商工省より鈴木鑛產局長以下關係官出席の下に丸の内永樂俱樂部にて開催、規約、定款その他を審議決定し、茲に愈々懸案であつた硫黃配給統制の中権機關の設立を見るに至つた。

は、九日理事會を開催、第二回分家庭用衛生綿配給券取扱方を協議左の如く決定、各單位組合理事長より組合員に周知せしめた。

一、註文券取扱に關する件、註文券有效期間を正確に嚴守せられ左の方法に依り實施せられ度

(一) 第二回四月分有效期限
四月二十日—組合員は四月二十日を以て締切各小賣業組合總數

於いて五十周年祝典を挙行した。東京薬業同業組合では三月二十七日附を以て局方外アルコール小賣人指定許可繼續申請に關する通牒を發したが、今回更に左記通牒を發した。これによれば小賣指定人は特別の事由ない限り繼續認可される筈である。

表厚生省竹内技師の祝辭あり閉會した。決定せる役員左の如し。

並に衛生材料の配給業者、消費者團體を一丸とする東京府醫藥品需給調査會は、廿二日警視廳にて發會式を舉行した。當日は厚生省竹内、慶松兩技師他係官四名臨席、警視廳岸本衛生課長、井上藥事係長、鶴森技師、松本警部他係官副係各團體代表委員北定一、朝岡稻太郎(府醫)大鷹仁太郎、小菅朴二(府齒)橋本代理、市川陸奥磨、石川平治郎(府獸)石井綱治郎、渡邊政治(府藥)可見重一、松島龍平(藥同)荻村武郎、青柳健次、吉田達次、鈴木勇雄(藥瓶)田邊金次郎、中村泰輔、鳥居孝一郎(代小堀治平)、小西專一(府藥卸)松浦仁一、小林義市(機材卸)

一、中國、四國、南九州、北九州
各地區事情調査報告（瀧川理事）
二、北陸、北關東、南關東各地區
事情調査報告（野澤理事）
三、北海道地區事情調査報告（可
兒理事）

謹啓仄聞する處に依れば近く日本醫藥品生
產統制株式會社設立せられ醫藥品の生産擴
充と配給機構の整備完備を期せらるる趣圖
民保健上洵に慶賀至極に幸存候
然る處從來下名等は地方廳監督の下に府縣
醫藥品卸會社を經由配給藥局小賣用、醫師
調劑用と共に賣藥原料向需要としての醫藥
品配給を受け來り候得共大口需要者たる下
名等にとりては其間甚しき不便且つ不經濟
が伴ふ實情に有之候間賣藥原料向のみは之
等と切離し生源會社より直接配給相成度茲
に理由を具し奉賜願候

東京府乳製品卸商業組合第一回
通常總會は、二十八日丸の内糖業
會館に開催、

藤田農林技師、野宗東京市係官、大日本製
酪組合平井專務理事他府、市、警視廳各係
官諸氏臨席、業者側宮本理事長、齊藤實常
任理事大木合名(藤田)、玉置商店(齊藤)
兩理事、林惣次監事、片山利喜松統制委員
及び組合員小西新商店(多田)國友秀夫、黒

業組合では、同組合向統制醫藥品の配給圓滑化のため府縣醫藥品卸會社を經由せず日本醫藥品生產統制株式會社より直接配給されるやう過般の厚生省資材課長宛陳情に續き更に二十六日東京組合理事長ら代表者は左の如き陳情書を厚生大臣宛提出、又加藤衛生局長に面會種々口頭にて陳情をなした。

、厚生大臣から發せられた。

△フェノールフタレインの製造研究（厚生大臣指令第二號）三井鐵山株式會社

△合成チモールの研究（厚生大臣指令第三號）北海道理化學工業株式會社

△合成イソ吉草酸の研究（厚生大臣指令第四號）日本新藥株式會社

△結核豫防ワクチンの改良研究（厚生大臣指令第五號）財團法人結核豫防會結核研究所

△結核に對する化學療法劑の研究（厚生大臣指令第六號）同上

大藏省では五日付省令第十九號を以てアルコール賣捌規則中左の如く改正する旨公布した。

第一條第二號中「左に掲ぐる物品」の下に「又は專賣局長官の必要と認めたる試驗研究に依り製造する物品」を、「(四十一)」の次に「(四十二)ヒマシ油」を加ふ

第十一條第二項に左の但書を加ふ

(町會長若くは隣組長の證明に依るも可)。

(七)各小賣業組合に於て殘品を生じる時は購入券報告書に數量を記入し聯合會に報告すること但し其の現品は各小賣業組合に於て保管し當局の指示なき限り自由處分を禁す

警視廳保安衛生部では都下醫藥品の適正配給を期すべく、醫藥業の關係團體を以て東京府醫藥品需給調査會を設立せしむべく九日午後一時から警視廳衛生課長室にて打合會を開いた。警視廳側から岸本衛生課長、井上藥事係長、藤森技師其他關係官業者側から醫師會(中山)歯科醫師會(小菅)獸醫師會(石川)藥劑師會(渡邊)府釦(中村)藥同(青柳)藥粧(吉田)審議會(馬淵)衛材卸商(松浦)の諸氏出席、岸本課長の挨拶あり調査會原案に就て協議したる結果これを決定し發起人として前記團體より九名を挙げ更に各團體よりの委員氏名は十八日迄に當局に通達し、廿二日午後一時から警視廳に於て創立總會を開催することを決定した。

藥事奉公會の初の常任理事會は十日日本藥劑師會の假事務所で開

かれ左の諸件が決定した。

一、負擔金、差等を付け二十圓から千圓迄とし、千圓寄附したるものを持負とす

之に古田理事長を加へ寄附金の募集を始める事

三月十五日の第廿一回定期總會に於いて紛糾した東京府藥劑師會の繼續總會は、十一日開催、出席議員九十三名、石井會長の留任、關口、船戸兩副會長新任の後、左記議案の審議に移りこれを可決した。

①昭和十六年度収入出豫算 ②昭和十四年度に於ける徵收免除會費並に徵收不能會費處理に關する件 ③昭和十六年度會營藥局徵入出豫算 ④東京賣藥工藥組合に對し金庫譲渡につき事後承諾を求むる件 ⑤立川町市制施行につき會則中一部改正の件 ⑥應召會員慰問に關する件

新潟縣長岡市の有力藥業家を以て組織されてゐる長岡藥業組合は、組合員克く和衷協同の實を擧げ其の基礎極めて鞏固にして一糸亂れざる統制下に現在に及んでゐる全國に範たる同業團體であるが今年は恰も五十周年に相當するので十九日長岡市商工會議所樓上に

四三四

藥業
藥

但し専賣局長官の必要と認めたる試験研究に依り製造する物品の製造に使用するアルコールの變性標識は専賣局長官之を定む

に對しては厚生省より調査の上證明書を下附することとなりその手續を發表した。

の全鮮醫藥品輸入業者、診療所販賣實績者、製藥業者等三百名を以て組織する朝鮮醫藥品統制株式會社（資本金六十萬圓）は、七日その創立總會を終へた。事務所は京城府本町三丁目四十番地である。役員如左

決定、事業計畫、經費徵收の件等は何れも理事者に一任と夫々議事を圓滿に進め、事務は當分東京化學藥品製造組合が兼務することとなつた。

木精及アセトン中一揮父は二揮を過じて
七匁以上

會成立を告げ、左記諸項を夫々處理した。

二 左に掲ぐる物品の製造に使用すると
き（工業用アルコール）（左記略）
第十一條第一項及第二項
工業用アルコール買受けたる者は販賣官
署の指示する場所日時にて當該官吏の立
會を受け其のアルコールに變性を施すべ
し但し販賣官署長に於て其の必要なしと
認むるときは此の限に在らず
前項の變性に於てアルコールに混和すべ
く物品及其の數量は別表に定むる標準に
據るべし

の生産擴充に萬全の對策を講じ製造上最も必要なる製藥用機械に就き、商工省と折衝の結果、本年度一四半期割當が決定したので希望者

一、定額改正に關する件 十二
理事補缺監事信用評定委員

東部醫藥品中央配給統制組合と
地方醫藥品卸商業組合との關東ア
ーツク懇談會は十日東京薬留事務
所で開催、神奈川、長野、靜岡各
地薬品卸商組の代表者、中央から
長崎醫學一郡モ外十數氏出席、

△厚生省令による醫藥品生産配給統制規則に就て△日本醫藥品配給統制株式會社及日本醫藥品生產統制株式會社設立に就て△統制醫藥品の配給現狀に就て△割當統制品の受渡促進方法に就て△統制醫藥品の取引方

東京北豊島薬粧商業組合の本年
度定時總會は、十六日九段の軍人
音館に開催、國民儀禮の後鈴木理
事長の挨拶あり、左の諸議案を審
議可決の後懇親宴を張り散會し

一、昭和十五年度貸借對照表、損益計算書
財產目録並剩餘金處分案承認の件 二、昭
和十六年度低利資金及短期借入金最高限度
議決の件 四、國庫補助金並東京府助成金
交付申請に關する件 五、準備金別途積立
金の利用に關する件 六、監事、信用評定
委員改選に關する件 七、役員報酬に關す
る件 八、定款中一部改正に關する件 九
共濟部制定に關する件

藥業
藥業
藥業
品目

大木會長の挨拶あり式典式辭を朗讀、功勞者に對し感謝狀並に記念品を贈呈次いで大木會長より解散に至る報告あり、來賓並に關係官廳、交友組合團體等の祝辭ありて散會。

東京江東藥粧商業組合第九回通常總會は十九日本所區役所講堂に開催森理事長以下三六〇名出席の下に左記の案件を處理。

一、決算報告承認の件 二、剩餘金處分案承認の件 三、定期積立金收支決算書承認に關する件 四、定期積立金改正の件 五、定期積立金改正の件 六、借入金最高價額並に貸付金最高額決定の件 七、同共施設助成金申請に關する件 八、社員報酬額決定の件 十一、監事選舉の件

滿洲國並に關東州に對する藥品衛生材料の輸出調整は、現地に於ける需給に大なる影響を及ぼし人口の增加と反比例して之等物資の不足は關係者を奮起せしむるに至り、滿洲國民生部技正近森監介氏を始め滿洲中央醫藥品統制組合、滿洲咸藥統制組合、關東州醫藥品輸入實業組合の首腦者上京、東京に於て關係方面と種々懇談現地の實情を披瀝したが、對滿事務局に於て企畫院、對滿事務局、滿洲國大使館、厚生（井川保見兩技師）商工兩省等から夫々關係々官出席現地側は上京せる業者代表出席、

官民懇談會を開催した。現地側の要望の内最も重視される輸出の一元化に就ては、常局も充分諒承し結局對滿事務局にて試案を作成し企畫院にて之れを基礎に検討した上厚生、商工兩省に實施方を懇請

することになった。

①事業報告書承認 ②決算報告書承認 ③
剩餘金處分案 ④借入金最高額決定 ⑤貸
付金最高額決定 ⑥取引銀行決定 ⑦助成
金申請 ⑧諸積立金利用 ⑨役員報酬額決
定 ⑩監事、信用評定委員決定、統制委員
選出 ⑪出資金拂込済 ⑫定款改正 ⑬商
業報國會の結成

日本體溫計工業組合では體溫計
の銘柄統一に就き廿一日中央度量
衡検定所にて官民協議會を開催、
加盟メークー八社の六十餘種に上
る棒狀、平型の體溫計に就て一社
一種主義採用の方針に則り種々協
議の結果原案通り決定、實施は十
月一日で、期日以内に實施さるゝ
ものは左の如く決定した。

▼關東計器（カント棒狀、同平型）▲東京
計器（サン棒狀、同平型） 柏木（柏木棒
狀、同平型）▼大田計器（大田棒狀同平型）

四二七

▼仁丹（仁丹棒狀同平型）▼東洋計器（フエバ一棒狀、同平型）▲芝浦電氣（マツダ棒狀、同平型）▼下關商事（テーコク棒狀、同平型）

東京中央藥粧商業組合第九回定期總會は廿四日芝公會堂で開催、伊澤理事外各役員組合員三百四十名出席、左の議案を審議。

一、事業報告承認 一、組合員數並に出資口數承認 一、昭和十五年度財產目錄貸借對照表、損益計算書承認 一、昭和十五年度剩餘金處分案 一、定款一部改正 一、昭和十六年度借入金最高額決定 一、組合員に對する事業資金貸付最高額決定 一、共同施設補助金並助成金申請 一、準備金別途積立金の利用、役員報酬額決定

一、監事信用評定委員、營業統制委員改選

日本乳幼兒保險協會創立總會は二十六日丸の内中央亭に於て開催、和光堂大賀社長より發起人總代として挨拶あり、經過報告の後會則制定、初年度豫算承認、關西支部設置の件等を可決、理事として和光堂、明治乳業、森永乳業、武田榮養化學、監事に北村研究所並に日本食品化學を決定した。

東京城北藥粧商業組合第八回總會は二十七日柳橋華道會館に開催、野田理事長以下百十七名出席のもとに左記議案を可決。

一、事業報告量承認 二、決算報告書承認
三、損益金處分案承認 四、分賦金收支決

藥業
學
史

算書承認 五、定期變更 六、借入金最高額決定 七、貸付金最高額決定 八、準備金諸積立金利用に關する件 九、役員報酬額決定 十、助成金並に施設補助金申請十一、取引銀行決定 十二、監事改選

東京薬粧商業組合聯合會は二十八日目黒區下目黒三丁目同會事務所二階會議室に定期總會を開催、吉田會長、鈴木副會長、荻村顧問、野田、木村、玉井、伊澤、松下、伊藤、三森、石井、松本、北澤、平山、渡邊各理事、國分主事、龜田書記長出席、吉田會長挨拶の後、會長議長にて左記諸件を夫々審議處理した。

一、事業報告承認の件 二、決算報告承認の件 三、借入金最高額決定の件 四、貸付金最高額決定に關する件 五、役員報酬額決定の件 六、諸積立金利用に關する件 八、取引銀行決定の件 九、出資拂込額額承認を求むるの件 十、理事、監事改選の件。議長指名による銓衡委員により左の諸氏を銓衡決定

會長吉田達次、副會長鈴木勇雄、理事伊藤董、北澤達三、玉井碧、監事石井輝太、野田萬治

東京賣藥工業組合第一回定期總會は二十八日神田の料理業講習會事務所に於いて開催、藤井理事長以下三百餘名出席、午前十一時より講演會、座談會ありて午後三時より總會開催、左の諸案件を處理した。

一、昭和十五年度事業報告財産目録貸借
照表の承認 二、同年度の剩餘金處分 三
出資第二回一〇に付金五圓拂込み 四、定
款變更 五、統制規程制定、六理事一名
補缺選舉 七、統制委員一名補缺増員二名
選舉の件

婦人會、國防婦人會、天理教、小學校等を指定し農會をして指導せしめ、町村を單位として採取品を取纏め國產生薬並に東邦生薬に出荷せしむるのである。

六月

警視廳では醫藥品及び衛生材料生産配給統制規則第十一條の規定により卸賣機關及び其の取扱品目を左の如く告示第七十號を以て指定した。

△東京府醫藥品卸株式會社昭和十六年五月
厚生省告示第百九十四號定むる醫藥品
△東京市衛生材料卸商業組合
精製脱脂綿、脱脂綿、ガーゼ、綿帶、リント布、三角巾、手術用腹帶
△東京府衛生綿卸商業組合衛生綿
醫藥品及び衛生材料の配給圓滑を圖るため醫藥品及び衛生材料生產配給統制規則第十四條並に第五條は第三種醫藥品及び衛生材料の購入券制度の採用を規定してゐるが、五日付厚生省告示第二百四十八號を以て購入券使用の品目、用途並に發行者を指定公布し、七月一日から施行することとなつた。その品品は醫藥品アスピリン以下四十五品、衛生材料は四品である。

東京賣藥工業組合では前年六月十九日設立認可以來本年三月末日までの組合員に對する原料配給に關し左の如く發表した。

一、漢藥三十八品種、二二一、三六三圓四十二錢

配給延人員八百六十名

二、洋藥一品種、四〇四、〇八圓七十二錢
配給延人員四十三名

三、資材(鈎)一品種、配給延人員五十五名

厚生省では前年末藥草並に和藥の公定價格實施以來更に第二次公價を決定すべく商工省と共に準備中であつたが、三月卅一日の専門委員及び民間業者協議會の決定に基き五日付商工、農林、厚生三省告示第二號を以て公布即日實施となつた。全部で廿九品目で大體九、一八價格の平均と同様であるが、これで配給段階の整理統合が行はれた。

圓域向輸出に關してはますます統制が強化されつゝあり、東亞必需品輸出組合業務委員(東京支部)は七日決定發表され、賣藥部は九日午後一時より、新藥部は十日正午より何れも部會を開き協議するところあつた。該委員中業界關係は左の如くである。

もと本舗長尾欽彌
度量衡器、計量器部（十名）▼副委員長株式會社松吉商店竹前邑治、委員株式會社守隨彦太郎商店守隨彦太郎
科學器械部（十一名）▼委員長株式會社松吉商店竹前邑治、委員森川製作所渡邊忠恕同合资會社鈴木總八商店鈴木總八
資藥部（七名）▼委員長株式會社玉置商店玉置源一郎、委員大木合名會社大木良輔同株式會社藤井得三郎商店藤井得三郎、

野澤清人氏の経過報告の後會則
制定の件、役員選舉の件、昭和十
六年度經常費第一回賦課の件、昭
和十六年度事業計畫の件等の議案
を審議可決し午後四時閉會した。
役員は如左。

七六木纖纖織及加工油製造業、七七ゴム製品製造業、七八再製ゴム素地製造業、七九バルプ製造業、八〇製紙業、八一セロフアン紙製造業、八二セルロイド（再生を含む）素地及セルロイド製品製造業、八三人造絹絲製造業、八四ステープルファイバー及其他の化學繊維製造業、八五動植物質、饑餉物質及配給肥料製造業、八六製革及精製毛皮製造業、八八造レジン素地及製品製造業、八九バルガナイズドファイバー製造

客年九年十七日附衛發第二〇六號
を以て及通牒候處今般八月一日以
降第三種醫藥品衛生材料にして小
賣業者の販賣するものに付ては小
賣商業組合をして凡て共同購入を
爲さしむることと致し度尙卸賣機
關に付ては五月九日附厚生省發衛
第五六號厚生次官通牒（第十項）

同株式會社わかもと本舗長尾欽彌、同安藤井簡堂安藤福太郎、同株式會社津村順天堂津村重舎（改）同北海道信用購買販賣組合聯合會黒澤西藏
醫藥部（八名）▼委員長萬有製藥株式會社松田吉雄、委員三共株式會社岡田千里、同第一製藥株式會社池田文次、同ラヂウム製藥株式會社守田保太郎、同株式會社小西六、杉浦六右衛門、同鳥居商店鳥居孝一郎、同友田金資會社友田鉢一郎、同田邊元三郎商店田邊金次郎、同花庄石鹼長瀬商會長瀬富郎、同三井物產橫濱支店伊藤武男

化學用藥品の生産配給の全國的統制を圖る全國化學用藥品協會聯合會の創立總會は八日午後二時から日本橋俱樂部で開催、

守謙彦太郎、武田化學、石津作商店、一新舎、中村宗商店、奥野清商店、米山藥化學工場、和多利製藥所、岸田化學藥品、小椋製藥所、若田製藥所、近代化學工業所、松野製藥所、小島化學、小西宗七商店、千代田化學、第一化學、武田化學東京支店、小田井喜一郎、中村中、國際化學藥品、入江七平、村井鶴三郎、片山幸夫諸氏其他出

代田化學、入江製藥所、小橋製藥所、和多利商店、米山化學、中本商店、一新舎

今回東京市に於ては醫藥品及び衛生材料配給統制規則により、出產用綿及びガーセの配給を切符制によづて實施することとなり、其の要領を各區長宛東京市豊田助役の名を以て通牒した。

厚生省では十六日省令第二十三號を以て學校卒業者使用制限令施行規則中改正の件を公布即日實施したが、同令を適用すべき事業には化學工業の項に左の如く製藥業其他が含まれてゐる。

六〇製藥業、六一ソーダ製造業、六二硫酸製造業、六三壓縮ガス製造業六四磷及カーバイド製造業、六五其他の工業製品製造業六六製鹽業、六七染料及中間物製造業、六八漆液及塗料製造業、六九顏料製造業七〇マツチ其他發火物製造業、七一コールタール及ひコールタル分溜粉製造業、七二石油精製業、七三人造石油製造業、七四植物油脂製造業、七五其他の動植物油脂製造業、

業、九〇防水布、撮革布類製造業、九一フ
イルム乾板類製造業九二研磨材料及研磨用
品製造業、九三炭素製品製造業、九四コー
クス製造業、九五其他の化學製品製造業
醫藥品製造原價計算準則案は十
八日よりいよ／＼業者の自主的實
施の段取りとなつたが、本年中には
閣令により公布され第二種醫藥
品製造業者並に廿萬圓以上の局方
醫藥品製造業者に全部指定實施され
る筈である。

醫藥品及び衛生材料生產配給統
制規則により醫藥品小賣商業組合
の八月一日から實施する共同購入
共同販賣實施に就て、厚生省衛生
局長より十九日付衛乙發第八二號
を以て左の通牒が廳府縣長官に發
せられた。

商業組合の購入及販
賣方法に關する件

醫藥品小賣商業組合に於て共同
購入を爲すべき品目に付ては義に

に基き既に御配意の事と存じ候へ
共共同購入、共同販賣未實施の向
に在りては八月一日より必ず實施
せしむることと致し度に付ては左
記事項留意の上遺憾なきを期せら
れ度此段及通牒候也

六
用

四

薬業薬品

四三〇

しむる爲兩者間に充分協議を遂げしむること

五、醫藥品及衛生材料生產配給統制規則第二十條第一項の規定に依り購入券を使用すべきものに付ては小賣商業組合員に對する販賣數量の割當は之を爲さしめざること

六、前項以外のものに付ては必要に應じ關係者の意見を徵し販賣數量の割當等に特に留意せしめ小賣商業組合をして配給の圓滑確實を期し偏在等のこと無き様努力しむること

七、購入券制に依る出產用ガーセ及綿並に家庭用綿の配給に付て

は町内會、部落會等の區域を考慮の上適當に配給區域を設け之に即應して區域内配給者を定むるか若は共同配給所を設置せしむる等實情に應じ適切なる配給組織を確立し以て配給の迅速確實を期せしむること尙此の場合

に於ては規則第十九條第二項但書を活用し且購入券は甲券のみとなすこと

工業藥品、醫藥品等をも包含する化學製品輸出振興株式會社の創立に關し、九日丸の内常盤家に於て準備委員會を開催、商工省から

同社の資本金は三百萬圓(拂込四分の一)にして其の目的は工業

小賣商業組合をして配給の圓滑確實を期し偏在等のこと無き様努力しむること

八、購入券制に依る出產用ガーセ及綿並に家庭用綿の配給に付て

は町内會、部落會等の區域を考慮の上適當に配給區域を設け之に即應して區域内配給者を定むるか若は共同配給所を設置せしむる等實情に應じ適切なる配給組織を確立し以て配給の迅速確實を期せしむること尙此の場合

に於ては規則第十九條第二項但書を活用し且購入券は甲券のみとなすこと

工業藥品、醫藥品等をも包含する化學製品輸出振興株式會社の創立に關し、九日丸の内常盤家に於て準備委員會を開催、商工省から

同社の資本金は三百萬圓(拂込四分の一)にして其の目的は工業

小賣商業組合をして配給の圓滑確實を期し偏在等のこと無き様努力しむること

九、購入券制に依る出產用ガーセ及綿並に家庭用綿の配給に付て

は町内會、部落會等の區域を考慮の上適當に配給區域を設け之に即應して區域内配給者を定むるか若は共同配給所を設置せしむる等實情に應じ適切なる配給組織を確立し以て配給の迅速確實を期せしむること尙此の場合

に於ては規則第十九條第二項但書を活用し且購入券は甲券のみとなすこと

工業藥品、醫藥品等をも包含する化學製品輸出振興株式會社の創立に關し、九日丸の内常盤家に於て準備委員會を開催、商工省から

同社の資本金は三百萬圓(拂込四分の一)にして其の目的は工業

小賣商業組合をして配給の圓滑確實を期し偏在等のこと無き様努力しむること

十、購入券制に依る出產用ガーセ及綿並に家庭用綿の配給に付て

は町内會、部落會等の區域を考慮の上適當に配給區域を設け之に即應して區域内配給者を定むるか若は共同配給所を設置せしむる等實情に應じ適切なる配給組織を確立し以て配給の迅速確實を期せしむること尙此の場合

に於ては規則第十九條第二項但書を活用し且購入券は甲券のみとなすこと

工業藥品、醫藥品等をも包含する化學製品輸出振興株式會社の創立に關し、九日丸の内常盤家に於て準備委員會を開催、商工省から

關係々官臨席十九名の全準備委員出席種々協議の結果、準備委員全

部を發起人とし總代に石川一郎氏を創立委員に決定した。

石川一郎(工業藥品)稻畠二郎(穀料)太田貞雄(穀料)鈴木傳次郎(塗料)武田義彦(醫藥品)小林富次郎(石鹼)南郷三郎(日本貿易)今井富之助(三井)川村青次郎(三菱)

同社の資本金は三百萬圓(拂込四分の一)にして其の目的は工業

藥品、染料、醫藥品及び石鹼の輸出振興を計るため之等輸出品の一

手買取りを行ふことゝなつてゐる。

警視廳では二十一日醫藥品衛生材料購入券制が七月一日より實施されるに鑑み炭酸ガーサーコール、精製脱脂綿等の購入券制に關し左の如く告示をした。

醫藥品及衛生材料生產配給規則第十四條第十五條の規則に依り地域、品目、用途及購入券の發行若左の通定昭和十六年七月一日より之を施行する。

警視廳では二十一日醫藥品衛生材料購入券制が七月一日より實施されるに鑑み炭酸ガーサーコール、精製脱脂綿等の購入券制に關し左の如く告示をした。

醫藥品及衛生材料生產配給規則第十四條第十五條の規則に依り地域、品目、用途及購入券の發行若左の通定昭和十六年七月一日より之を施行する。

警視廳では二十一日醫藥品衛生材料購入券制が七月一日より實施されるに鑑み炭酸ガーサーコール、精製脱脂綿等の購入券制に關し左の如く告示をした。

東亞和漢藥振興協會の創立總會出席種々協議の結果、準備委員全體を發起人とし總代に石川一郎氏を創立委員に決定した。

池田新一、栗原廣三、武藤留吉、津村義男、内野良男、内野良男等二百餘名出席

津村義男、可兒氏を議長に栗原氏の經過

報告あり、會則審議役員選舉の結果

猪狩肇、可兒重一、富田廣吉、野澤清人、内野良男、金子靜、吉田一郎、津川源一、高橋三、尹德基、池邊重熾、今泉丈吉

薬業薬品

酸 イヒチオール スルホン酸アンモニウロボミラン 硫化コタルニン 嘴酸エフエドリン 硫酸トロバコカイン 硫酸ババベリン カリ石鹼 キセロホルムキノフエン キノホルム キノヨヂン 杏仁水 強キオアルゼノベンゾール強ヨード化油 クエン酸リトダ グルコン酸石灰 クロラミン 酸アシモン液 酸カリ液 サザビリン 次亜磷酸石灰 蔗酸セリウム シンナビリン スルホナールチアントール ナレチンカルシウム チモール 沈降磷酸石灰 チオブロール テオブロミン ナルコチン 肉桂酸 ホスアアルゼノベンゾール 白陽土バツブ ピサチン ピラビターフエノバリン フエノバルビタール ベブシン ペリフェルミン 抱水タロラ ルマキユロクロン マグネシア 薬用石鹼 溶性サツカリンヨード化油 硫酸アトロビン

〔参考〕昭和十五年六月十二日厚生省告示第百七十三號官薬品製造調査規則に依る薬品指定の件なり

東京製薬同業組合主催醫藥品製造工業原價計算準則講習會は、十日午前十時より一つ橋帝國教育會館に於て開催。厚生省より黒川義師、松永屬、近藤、中塚兩技手臨席、組合側より厚生省指定の左記廿四社百餘名出席、萬有製藥、友田合資、山川製藥、日本製藥、大木合名、小西新、電氣化學工業、第一製藥、江東製藥、日本實業、大日本製藥、江戸川工業所、日本曹達、田邊元、帝國製藥、星製藥、高田製藥所、三共、保ヶ谷化學、ラヂウム製藥、井上鶴山鳥居、山之製品、昭和電工、話氏出席。

推され、直に總株數六萬株資本金三百萬圓を以て成立した旨を告げ左記議事を可決した。

- ①創立事項報告(承認)。(2)定款承認の件。
- ③取締役、監査役選任の件。△社長・竹田義成△常務取締役・衣笠豊、鹽野義三郎、△田邊五兵衛、鹽野福三、池野勇、池田文治、△商法百八十四條に依る調査報告書、△役員の報酬一箇年三萬圓以内、△本社を東京支店大阪設置、△取締役十名以内任期三年監督五名以内任期二年、△株主資格の内定規則第七條に基く、生薬仲買人指定は、二十日付を以て千葉縣五名、奈良縣一組合が決定した。
- 醫藥品及び衛生材料生産配給統制規則第七條に基く、生薬仲買人指定は、二十日付を以て公布され、衛生局保健課は人口局に移管され、薬品生産課、資材課を廢止し、「薬務課」及び「薬品課」が新設された。
- 田新次(署)
- 薬事行政の重要性を物語る勅令第八百號厚生省官制中改正の件は三十日付を以て公布され、衛生局保健課は人口局に移管され、薬品生産課、資材課を廢止し、「薬務課」及び「薬品課」が新設された。

薬業薬品

昭和十六年度第二回薬劑師試験は左記要綱に依つて三十一日厚生省告示第三一八號を以て施行された。

①創立事項報告(承認)。(2)定款承認の件。

③取締役、監査役選任の件。△社長・竹田義成△常務取締役・衣笠豊、鹽野義三郎、△田邊五兵衛、鹽野福三、池野勇、池田文治、△商法百八十四條に依る調査報告書、△役員の報酬一箇年三萬圓以内、△本社を東京支店大阪設置、△取締役十名以内任期三年監督五名以内任期二年、△株主資格の内定規則第七條に基く、生薬仲買人指定は、二十日付を以て公布され、衛生局保健課は人口局に移管され、薬品生産課、資材課を廢止し、「薬務課」及び「薬品課」が新設された。

八月

厚生省分課規定中改正の件は一日より實施され、之に伴ふ人事異動の件も發令された。

△厚生省令規程中左の通改正し八月一日より施行せり。
△厚生局—警防局省略
△衛生局—醫務課省略

厚生省分課規定中改正の件は一日より實施され、之に伴ふ人事異動の件も發令された。

△厚生省令規程中左の通改正し八月一日より施行せり。
△厚生局—警防局省略
△衛生局—醫務課省略

日本薬劑師會は會員の相互扶助を計るたるに共済部を設置することとなり。四日總務、業務、企畫各部理事者に依つて同制度の規定が發表された。

△本共濟部事務所を京橋區銀座六丁目四番地交換ビル内日本薬劑師會事務所に置き各道府縣出張所を當該薬劑師會事務所

四三二

先づ厚生省黒川技師の挨拶あり直ちに厚生省係官に對する質問に入り、松永屬が主として之れに答へ

研究を望むものであるが本日參會の廿四社が度々會合する事は困難と思ふ故今後は委員会設け、時々會合疑問點に就ては製藥組合を通じて行ふ様希望す

研究を望むものであるが本日參會の廿四社が度々會合する事は困難と思ふ故今後は委員会設け、時々會合疑問點に就ては製

藥組合を通じて行ふ様希望す研究を望むものであるが本日參會の廿四社が度々會合する事は困難と思ふ故今後は委員会設け、時々會合疑問點に就ては製

四三二

本金一千萬圓(四分の一拂込)を以て成立した旨を告げ、左記各項を上程可決した。

一、創立事項報告(承認)。二、定款承認の件。三、取締役、監査役、會社を代表すべき取締役選任の件。四、役員報酬年五萬圓以内。五、商法第百八十四條所定の報告書及承認。六、本店所在地大阪市、支店東京市、其他必要個所設置(本店所在大阪市東区酒町二丁目十六の創立事務所)。

第五條に依る第二種統制薬品七十二品目。専定役員は左の如し。任期三年、監査役五名以内任期二年、二、株式会社を代表すべき取締役一竹田義成、鳥居孝一郎、小西專一、田邊金次郎、東代清次郎、十七日付を以て「從三位」に敍せられた。

厚生省東京衛生試験所長心得松尾仁氏は十五日付「正四位」に陞敍の沙汰があつた。

藥業

二、本共済部に次の役員を置き任期各二年
とす。部長一名、理事、監事、査定委員
各若干名

三、本共済部員の部費は一箇年六圓とす

四、加入者にして道府縣薬劑師會々員たる
の資格を喪失したる時は本共済部に關す

醫藥品及び衛生材料生産配給統制規則による警規廳管下生薬仲買人十五名は、四日正式に東京指定生薬仲買人組合を結成した。之は左の點に重點を置かんとするものである。

を以て即日實施された。

帝國臣民及び帝國法人に對する
中華民國に於ける麻薬及び生阿片
の取締令は十二日付、勅令第八百
十五號を以つて公布された。

る總ての權利を喪失するものとし、餘額の部費其他一切の財産に付拂戻を請求する事を得ざるものとす。

五、弔慰金又は見舞金の贈呈は左の規定に依る

①加入者全焼したるものあるとき見舞金七百圓を贈呈す。但し罹災者の故意に因

一、集荷販賣所有者として仲買人指定本港に運び入れたものを集荷人として活用之を拒むと共に集荷の圓滑を期する

二、不當仲買人に依り生産者が價格等に於て不測の損害を被つた際其の救濟に當る

三、生産過剩の物は之を抑制し出廻り不圓滑の物は之を促進する。

七) ヒマシ油、同(九八) 阿列布油、同(九九) 腹子油、同(一〇〇) 落花生油、同
(二二九の内) 薄荷油、同(二二九の内)
除蟲菊、除蟲菊輪組(二三〇の内) 除蟲菊
製劑、同

で警視廳管内に於ける昭和十五年十二月末現在營業者數は實に六〇一七名に上りその方數は一〇六二一名に達した。然るに營業者中には正規の手續をなさざる儘輸出し

るとき本項を適要せず。③本共済部員にして死亡したる場合は弔慰金壹百圓也贈呈するものとす。④本共済部員罹災の場合全焼に至らざるときは査定審員會に據る審議決定を以て見舞金贈呈す、此決定に對し罹災者は一切異議を申立つることを得ざるものとす。

六、部員中多數の全焼者を出し其年度部費拂込金を以て不足を生じたるときは共済部積立金中より支辨す、若し尙不足をする場合は理事會決定に因り更に部費を追加徵収することあるべし。

七、前年度剩餘金總額の二分の一を共済部積立金とし部長之を保管す。

八、前記總額二分の一を次の方法に據り部員に分配す。

①右分配金の半額は平等に部員に配當

②前項の残額は部長各出張所毎に其前度死亡罹災程度を調査し其の逆數の按比を以て所屬部員に配當す。

(附則)本共済部設立準備金は金五千圓以下の借入金を以て充當し、事業開始後積立中より之を償還するものとす。

事務所は神田區錬倉町二三有限
會社長岡商店東京營業所（代表社
員畠政楠）

五日付勅令第八百五號を以て關
稅定率法第三條に依る輸入稅の額
除に關する件が七日實施された。
乙號（數字は稅表番號）一四一の二甘草
幾斯、一四五阿膠、一四六ゼラチン
一ブローム、一六四苛性曹達及苛性加里、
一六五曹達灰、一六九硫酸曹達、一七九
ローム加里、ブロームナトリウム、ブロ
ムマグネ、エチレンヂブロミド、二〇八
ニリン、ニトロナフタリン、二二九硝酸
シモン、硫化曹達、硫酸マグネシア、鹽
マグネシウム及苦汁、二三〇の内「コ一
タル」を主要原料としたる消毒劑

貿易統制令施行規則に基く要改
可品目及び要綱整品目の追加は、
七日付商工省告示第六百八十七號

高販賣價格は、八日附官報商工省
厚生省告示第八號を以つて追加公
布された。

厚生、商工兩省に於て協定中で
あつた價格等統制令第七條の規定
による醫藥品の最高販賣價格は、
十一月兩省告示第九號を以て公布
即日實施された。今次の公定價格
は亞鉛華他百廿五品に及び九・一
八停止價に格比しアルコールの見
臍に依り値上げとなつたもの九十二
品値下りとなつたもの二十九品を
据置は九品目であるが、三共其の
他の製造に係る亞鉛華アスピリ
其の他の當該品は十月十九日まで
この指定價格を適用せざることと
なつた。

所在不明となり居る者毎年數十名に及んでゐる。而るに現行法にては之れが措置に關しては何等の規定なく、爲に取締並に臺帳整理等のたあ規定を定むるの要があるので、警視廳保安衛生部では、曩に輸出所在不明の賣藥營業者が、長きに亘る場合には、發賣免許取消の處置に出たのであるが、賣藥部外品營業者に於ても同様主旨の下に免許取消の處置に出づべく、賣藥部外品取締規則施行細則並に同執行心得中一部を二十一日附廳令第二十三號並に訓令甲第五十一號を以て改正した。

配給統制規則は、今春厚生省令第十五號を以て公布されると同時に各條項による指定薬品も夫々公告されたが、その内第六條即ち厚生大臣の指定したる醫藥品又は衛生材料の生産を業とする者、輸入業者移入業者又は之等の者の團體は厚生大臣の指定せる者以外の者に對し當該醫藥品又は衛生材料を譲渡することを得ずと、所謂第三種醫藥品としての配給統制醫藥品六十品種を厚生省告第一九四號を以て公布實施したが、其の後更にその品種を増加することとなり、左の如く二十一日附同省告示第三百六十號を以て公布即日實施した。

硝酸軟膏を、ホルマリンの下にマーキュロクロムを、ヨードカリ錠の下にヨードチンキ、硫酸亞鉛を加ふ。

山市荒町の師天堂に於いて下記十三社の法人代表者二十一名參集し、國策順應企業合同有志懇談會を兼ね、第一次假調印を了した。資本金約六十五萬圓。

▽師天堂（富山）▽被多野永生堂（同）▽廣貫堂（四方）▽富山賣藥（同）▽厚生師天堂（小杉）△越中製藥（射水片口）▽越中藥業（同上）▽富國堂（上市）▽北陸賣藥（上市）▽配藥株式會社（水橋）▽博愛堂（同）▽保命堂（同）▽仁濟堂（中加積）

給統制株式會社に、又日本醫藥品輸入統制會は日本醫藥品生產統制株式會社に夫々吸收されるので、廿六日付を以て配給統制機關を左の通り指定一日より施行の旨夫々告示した。

厚生省告示第三百七十二號
昭和十六年五月厚生省告示第百九十四號中左の通改正し昭和十六年九月一日より之を施行す

昭和十六年八月二十六日

厚生大臣 小泉 親彦

「配給統制機關東部醫藥品中央配給統制組合、西部醫藥品中央配給統制組合」を「配給統制機關日本醫藥品配給統制株式會社」に改む

〔參照〕昭和十六年五月七日厚生省告示第百九十四號は醫藥品及衛生材料生產配給統制規則に成る配給統制機關等指定の件なり

左の通り改正す
昭和十六年八月二十一日

講ぜられたきこと
二、其の他の醫藥品に付ては差當り右と取扱を異にし特に當省の指示するものの外規則第六條第一項第四號に依り厚生大臣の許可を以て生産者より直接從來の販賣先に販賣せしむべきこと

〔別記〕 亜鉛錠、アクリノール、アクリフラビン、阿片アルカロイド鹽酸鹽、アルコール、鹽酸エビレナミン液、鹽酸コカイン、オキシドール、クレゾール石鹼液、石炭酸、タンニン酸、葡萄糖、ヘキサメチレンテトラミン、防疫用石炭酸、硼酸軟膏、マーキュロクロムヨードチンキ、硫酸亜鉛

生省衛生局に出席して諮詢を受ける
當局の意見を聽取した。

昭和十六年五月厚生省告示第百九十三號中
「日本醫藥品輸入統制會」を「日本醫藥品
生產統制株式會社」に改め昭和十六年九月
一日より之を施行す

昭和十六年八月二十六日

厚生大臣 小泉 親彦

〔参照〕昭和十六年五月七日厚生省告示第
百九十三號は醫藥品及衛生材料生產配給
統制規則に依る生產統制機關指定の件な
り

日本醫藥品配給統制株式會社は
配給機關の指定も得、一日より業
務を開始したが業務規定、職制等
は大體日本醫藥品生產統制會社と

卷四

藥業
藥

相連關し、配給、庶務、會計三課設置及び人事は決定してゐる。同社の事業としては第三種醫藥品及び其他藥品の買入販賣をなすは勿論であるが、これが方法としては生産者から同會社が直接買入れをなし之を會社指定の代行店に荷渡し、代行店は會社の割當により大白需要者及び各府縣卸商組に荷渡する即ち買入、販賣の單純を目標とするものである。

宣傳を行ふべく代用薬品の調査に着手することとなり、該委員として左記諸氏を推薦夫々委嘱し、一日神田一ツ橋學士會館に於て第一回委員會を開いた。

△津村研究所技師木村雄四郎博士△遞信
院藥局長田村昇△鹽野義東京支店長中里辰
雄△第一製藥新藥部長日南田義治△日本醫
藥品統制會主事山ノ内與一以上諸氏

各係と事務分擔を決定したが、各
係の分擔事項及び課員の配置は左
の如くである（人名の△は補佐）

〔第一係 一、人事に關する事項 一、豫
算に關する事項 一、帝國議會に關する事
項 一、新主政事務所に關する事項 一、新主政事務所に關する事項

薬事奉公會では理事會に於いて醫藥品研究機關設置に關する建議の件を協議決定したが、この建議は醫藥品は勿論輸入藥品代用藥にも及ぶ廣義の醫藥品研究機關の設置を要望するもので、前記理事會の決議により九日大口會長不在の爲代理として河合、服部兩副會長は古田理事長及び池田鈴木兩理事を帶同、厚生省に小泉厚相を訪問し該建議書を提出すると共に委曲意見を述べて退出した。建議書如左。

一、薬事制度に關する事項△竹内技師△小脇△小森技手、鯛島脇
□第三係 一、醫藥品需要量調査及物動計畫に關する事項 一、醫藥品の輸移出に關する事項 一、國產藥品の使用獎勵に關する事項
一、日本藥局方調査會に關する事項、井川技師△淺野脇、江木技手、兼子嘱託、石島脇尚ほ本係の日本藥局方調査會に關する事項に付てのみ勝屋技師が補佐することになつて居る。

□第四係 一、醫藥品の配給及消費に關する事項 一、醫藥品の在庫調査に關する事項、
勝屋技師、竹内技師、小西屬、小川屬、淺野屬、寺田技手、市川技手、豐田技手△小森技手△江本技手、有末嘱託△兼子嘱託、佐野、今木、大塚各脇
□第五係 一、阿片及麻薬に關する事項、保見技師、若林技師△吉田技手、本間、平井各脇負擔とす

醫藥品の確保施設に關する件
國家未曾有の危局に直面し軍需、民需兩面に於ける醫藥品の重要性益々増大せるに拘らず輸入杜絕其の他の事情の爲め當面の必需醫藥品にして其の供給困難となりたるものが勘しとせず、之が對策の喫緊なるは勿論、更に今後に於ける國民體位向上の要愈々切なる秋結構其他特殊疾病に對する治療薬の發見亦焦眉の急なり、之等當面の必需醫藥品確保並に今後に於ける各種治療薬發見の爲めには夫れ等に關する施設の最も緊急且つ重要なは書を俟たず、政府が本件に着眼し若干の豫算を計上して應急の對策を講ぜられつゝありと聞くは我等の最も欣快とする所なるも、本件の特に重大なるに鑑み斯界の専門學者並に業者を動員し其の總力を最大限に發揮し得るやう速に適切なる機關を設け以て所期の目的達成に萬全を期せられんことを切望す。

東京府新薬新製剤原料配給組合では、警視廳當局の勵奨もあり企業合同に關し八月十九日以來數回に亘り守隨、吉岡、杉山、藤澤、石上、高羽諸氏による小委員に於て慎重研究を遂げ來つたが、十六日の理事會にてこれが要綱案の承認を得た。現在新薬新製剤原料の供給量は全需要量の三十%に過ぎず、將來原料獲得從つて生産確保の見地よりして小企業の分散割據は國家的にも望ましからざることであり、同組合の企業合同に對する熱意は業界に種々の示唆を與へるものとして注目された。

松會長、朝比奈、近藤、西野、藤田、三田
村、田村、池田、柳野各委員、（學術振興
會）波多野總務部長、林塵術部長、（日本
醫師會）北島會長、（日本齒科醫師會）血
脇會長、（日本藥劑師會）河合會長、（日
本藥學會）緒方會長、（藥事奉公會）大口
會長、（民間代表）鹽野義三郎、田邊五兵
衛、藤澤友吉、鹽原頤三、石井絹治郎の諸
氏

社の事業開始に伴ひ改正されたもので、今後必要に應じ漸次追加されることといふまでもない。

フエノバルビタール、ヨード、ヨードカリ、
ヨードナトリウム、ヨードホルム、硫酸ア
トロピン、硫酸エゼリン、硫酸キニーネ、
磷酸コデイン、レゾルチン

一、第五改正日本薬局方外薬品
磷酸ホマトロピン、カリ、カワ脂、乾燥カ
スカラサグラダエキス、テオプロミン、テ
バイン、ナルコチン、ブナタール、プロス
チゲミン、ペプシン

(參照) 昭和十六年五月七日厚生省告示第
百九十二號は醫藥品及衛生材料生產配給
統制規則第五條に依る醫藥品指定の件な
り

商工省で揮發油にアルコール混
用量を二割とすることとし九月一
日より次の告示を以て實施され
た。

商工省告示第六七四號
昭和十五年九月告示第五六一の中左の通改
正し昭和十六年九月一日より之を實施す
昭和十六年八月五日

商工大臣 左近司政三
揮發油の容量八〇に對し、アルコールの容
量二〇

(參照) 昭和十五年九月二十五日商工省告
示第五六一號は揮發油及「アルコール」混用
法第一條第三項の規定に依る揮發油に「ア
ルコール」を混入すべき割合の件なり

日本新薬工業組合では四日東京
薬種貿易商同業組合事務所に役員
會を開き①總代選舉管理人指定の
件②厚生省衛生局長指令新薬原價
計算に關する件③新薬原價計算表
用紙作製分譲の件④新組合員加入

承認の件を附議決定した。出席者如左。

鹽原理事長、高松常務理事、池田、田邊(元)、
友田、萬有、ラヂウム、黒田藥品商會、鹽
野義、竹田義藏、田邊(五)、藤澤、市野潤
各理事、鳥居、中村兩監事

加里鹽類は國際情勢の變轉下においてドイツ、スペイン、米國等從來の輸入路の杜絶せる結果漸次窮屈化するに至り、關係當局並に民間業者間ににおいてもこれが打開策につき種々研究中のところ、この程化學工業用加里鹽については左の如き方針を決定、從來の第三國依存形態を脱脚して東亞共榮圈内における自給自足體制の確立をはかることとなつた。すなはちその恒久對策として加里資源を東亞共榮圈内に求め、北支蒙疆等加里資源の埋藏地區に對し積極的開發を行ふため官民合同の調査機關を設置し根本的解決を期すると共に、差當つての應急策としては國內資源を有效適切に利用し反面、加里鹽類の徹底的消費規正と需給調整の圓滑化を目的として新に日本加里鹽販賣株式會社を設立しこれによつて一元的な統制を圖ることとなつた。

四三七

四二六

承認の件を附議決定した。出席者
如左。

左田萬有、黒田義典、西村義野、
野義、竹田義藏、田邊（五）、藤澤、市野瀬
各理事、鳥居、中村兩監事

おいでドイツ、スペイン、米國等
從來の輸入路の杜絶せる結果漸次
窮屈化するに至り、關係當局並に
民間業者間ににおいてもこれが打開

策につき種々研究中のところ、この程化學工業用加里鹽については左の如き方針を決定、從來の第三國依存形態を脱脚して東亞共榮圏

内における自給自足體制の確立を
はかることとなつた。すなはちそ
の恒久対策として加里資源を東亞
共榮圈内に求め、北支蒙疆等加里

資源の埋蔵地區に對し積極的開發を行ふため官民合同の調査機關を設置し根本的解決を期すると共に、差當つての應急策としては國

内資源を有效適切に利用し反面、加里鹽類の徹底的消費規正と需給調整の圓滑化を目的として新に日本加里鹽販賣株式會社を設立しこ

厚生省衛生局薬務課では、此程
れによつて一元的な統制を圖ること
となつた。

卷之三

を積極的に実施せしむべく、十七

日午前一時より福田厚生省にて
民の權威を招き輸入醫藥品應急對
策協議會を開催、厚生省より、
小泉厚相、兒玉次官、加藤衛生局長、宮田、
安香、大塚、細田の各課長松尾東齋所長甚

(企画院) 開業、森田兩部長 (陸軍) 三木他各技師係官諸氏出席、
次官より招待狀を發せる左記諸氏は殆んど全部出席、

（企劃院）原東、新川兩部長、（陸軍）三木、（軍醫局）中野、（醫務局長）清水材料廠長、（海軍）中野、（務務局長）（文部）永井專門學務部長、（東京帝大）坂口醫學部長、服部高木兩教授、（商工）永田化學局長、（局方調查會）野

松會長、朝比奈、近藤、西野、藤田、三田
村、田村、池田、瀧野各委員、（學術振興
會）波多野總務部長、林學術部長、（日本
醫師會）北島會長、（日本齒科醫師會）血
臨會長、（日本藥劑師會）河合會長、（日

本藥學會) 緒方會長、(藥事奉公會) 大口
會長、(民間代表) 黑野義三郎、田邊五兵
衛、藤澤友吉、鹽原頤三、石井綱治郎の諸
氏

兒玉次官開會の挨拶に次ぎ小泉厚相より醫療の完璧を期する爲、杜絶せる輸入醫藥品代用化の緊急を要する趣旨を述べ加藤衛生局長

の説明ありて協議に移り、厚生省立案による實施要綱案を満場異議なく承認、六分科に分ち夫々協議會を設けて學術振興會及び衛生試

驗所等に於て研究に當り、其の成

葉
葉
葉
四

昭和十六年

全國薬業組合一覽

昭和十六年
十月一日現在

(薬業組合はこれを除く)

| 組合名 | 事務所 | 代表者名 |
|-------------|-----------------|-------|
| 豊原薬業組合 | 樺太豐原町 | 青柳 久平 |
| 樺太西海岸薬業組合 | 樺太眞岡町本町四丁目 | 谷黒 莊平 |
| 札幌薬業組合 | 札幌市南三條西三ノ一七、青柳方 | 法弘 |
| 小樽賣藥販賣組合 | 小樽市色内町、谷黒方 | |
| 釧路藥種商組合 | 釧路市大川町五二、酒井方 | |
| 函館藥業組合 | 函館市末廣町八〇、濱野方 | |
| 旭川藥業組合 | 旭川市一條通一八、岩田方 | |
| 青森藥業組合 | 青森市未町、南方 | |
| 岩手縣薬業組合 | 盛岡市加賀町新小路一 | |
| 秋田藥業會 | 秋田縣增田町、村田方 | |
| 北秋田藥業會 | 同 縣大館町 | |
| 山形藥業組合 | 山形市、商工會議所內 | |
| 宮城縣藥種賣藥同業組合 | 仙臺市東二番町六〇 | |
| 宮城藥業組合 | 同市新傳馬町一九 | |
| 郡山藥品營業組合 | 郡山市中町、根本方 | |
| 福島藥業協會 | 福島縣廳衛生課內 | |
| 水戶市賣藥業組合 | 水戶市下市本町四ノ一八 | |
| 水戶賣藥營業組合 | 同市向井町、成井藥局内 | |
| 栃木賣藥業組合 | 栃木市、商工會議所内 | |
| 宇都宮藥業組合 | 宇都宮市、商工會議所内 | |

四〇

| | | |
|--------------|-------------------------------|----------|
| 前橋藥業組合 | 前橋市幸町六、鈴木方 | 鈴木 愛三 |
| 埼玉縣藥種賣藥同業組合 | 埼玉縣栗橋町三四一 | 關 貞三 |
| 千葉縣藥業會 | 千葉市本町一、國松方 | 國松眞三郎 |
| 安房藥業會 | 千葉縣銚子海匝藥業組合 | 石井絹次郎 |
| 千葉縣銚子海匝藥業組合 | 千葉市勝山町、池田方 | 池田 篤 |
| 東京藥業同業組合 | 銚子市新生、美呂津方 | 美呂津 太兵衛 |
| 東京賣藥製造組合 | 東京市神田區錦町一ノ二二 | 津村 重舎 |
| 東京藥業卸賣同業組合 | 同市同 | 同 |
| 東京藥種貿易商同業組合 | 同市日本橋區本石町四ノ七 | 鳥居孝一郎 |
| 東京藥種貿易會 | 同市同 | 林 忽次 |
| 東京製藥同業組合 | 同市神田區神保町二 バミビル | 池田 文次 |
| 東京染料工業同業組合 | 同市日本橋區本町二ノ三力タ 横濱市中區花咲町二ノ六九 | 小西喜兵衛 |
| 神奈川縣藥種賣藥同業組合 | 甲府市八日町三、廣瀬方 | 市倉佐次郎 |
| 山梨縣藥種賣藥商組合 | 山梨縣市川大門町、烟川方 | 廣瀬要三郎 |
| 甲府賣藥同業組合 | 甲府市近習町三七、中田方 | 烟川 廣藏 |
| 新潟市藥業組合 | 新潟市古町通八番町、鈴木方 | 鈴木 吉平 |
| 富山縣賣藥同業組合 | 富山市表町四、昭和會館內 | 荒木 甚助 |
| 金澤藥業組合 | 金澤市南町四〇 | 石黒 傳六 |
| 福井藥業組合 | 福井市大和下町、桐山方 | 桐山正之助 |
| 敦賀藥業組合 | 敦賀市旭通、山本方 | 山本 九良右衛門 |
| 長野縣藥業組合 | 長野市、縣衛生課內 | 岡野 庄平 |
| 南信藥業同業組合 | 松本市中町四七二 | 岡野美岐雄 |
| 岐阜縣賣藥同業組合 | 岐阜市神田町六ノ一〇 | 前田 清一 |
| 武儀郡藥業組合 | 同縣惠那郡岩村町、高柳方 | 惠那郡藥業組合 |

藥業藥品

四四二

| | | |
|-------------|----------------|-------|
| 大牟田藥業會 | 大牟田市 | 德永清四郎 |
| 藤津藥種賣藥商業組合 | 佐賀縣鹿島町高津原、二九六一 | 前山 專一 |
| 田代賣藥商業組合 | 同縣三養基郡田代村 | |
| 九州配躉賣藥團體聯合會 | 長崎市天船町四ノ一、牟田方 | |
| 熊本藥事協會 | 熊本市知足寺町一四 | |
| 東彼杵郡藥業組合 | 長崎縣大村町四七二、中尾方 | |
| 鹿兒島縣藥業組合 | 鹿兒島市山之口町二七 | |
| 鹿兒島市藥種業組合 | 同市大黑町七、梅北方 | |
| 基隆藥業組合 | 基隆市義重町 | |
| 臺北市藥業組合 | 臺北市京町一ノ五二 | |
| 臺中藥業組合 | 臺中市大正町、田中方 | |
| 嘉義藥業組合 | 嘉義市榮町二ノ四七、白井方 | |
| 京城藥製造組合 | 高雄市山下町一ノ二二、安藤方 | |
| 京城藥品組合 | 臺南市本町三ノ一七、角谷方 | |
| 朝鮮漢藥業組合 | 同府本町三ノ二五 | |
| 釜山藥業組合 | 同府旭町一ノ二四 | |
| 朝鮮藥友會 | 同府長橋町七二ノ四 | |
| | 釜山府辨天町一 | |
| | 同府同 大黑南海堂内 | |

商 菜 組 合

小樽藥種賣藥商業組合

旭川藥種賣藥商業組合

小樽市錦町二一

旭川市一條通九七丁目

同府同 大黑南海堂内

卷之三

| | | | |
|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 石川縣中 | 部醫藥品小賣 | 商業組合 | 金澤市下垣町六四 |
| 石川縣北 | 品小賣 | 商業組合 | 七尾市檜物町三〇 |
| 大野藥種賣藥小賣 | 商 | 商業組合 | 福井縣勝山町袋田 |
| 勝山藥種賣藥商業組合 | 業組合 | 組合 | 福武井縣生町蓬萊 |
| 福井縣 | 南越醫藥品衛生 | 業組合 | 福井縣大野町七間 |
| 坂井郡 | 醫藥品衛生 | 組合 | 福井縣金津町六日區 |
| 福井縣 | 中央醫藥品衛生 | 組合 | 福井市壽町二番地 |
| 福井縣 | 材料小賣 | 組合 | 敦賀市神東十四 |
| 福井縣 | 嶺南醫藥品衛生 | 組合 | 甲府市桐生町 |
| 福井縣 | 材料小賣 | 組合 | 山梨縣吉田町 |
| 福井縣 | 大野郡醫藥品衛生 | 組合 | 甲府市甲府商工會議所 |
| 福井縣 | 材料小賣 | 組合 | 山梨縣八代郡大河內村 |
| 福井縣 | 小賣商業 | 組合 | 山梨縣韭崎町 |
| 福井縣 | 小賣商業 | 組合 | 飯田市 |
| 福井縣 | 小賣商業 | 組合 | 松本市中町 |
| 福井縣 | 小賣商業 | 組合 | 長野縣北信藥種商業組合 |
| 福井縣 | 小賣商業 | 組合 | 長野縣神鄉村豐野山本方 |
| 福井縣 | 小賣商業 | 組合 | 長野市妻科信濃衛生會館 |
| 福井縣 | 小賣商業 | 組合 | 長野縣北佐久郡志賀村 |
| 福井縣 | 小賣商業 | 組合 | 長野市南縣町 |
| 福井縣 | 小賣商業 | 組合 | 長野縣豐科町 |
| 福井縣 | 小賣商業 | 組合 | 長野市妻科信濃衛生會館 |
| 福井縣 | 小賣商業 | 組合 | 長野縣諫訪町 |
| 福井縣 | 小賣商業 | 組合 | 長野縣小諸町 |
| 英安 | 守佐 | 玉木 | 得三 |
| 伊藤久兵衛 | 伊藤勝吉 | 鷲田上三郎 | 嘉藏 |
| 橋本 | 橋本 | 白崎卯太郎 | 亮吉 |
| 宮澤 | 良道 | 白須小四郎 | 守佐 |
| 鷲田上三郎 | 嘉藏 | 義光 | 英安 |
| 白崎卯太郎 | 白崎卯太郎 | 富重 | 吉 |
| 橋本 | 橋本 | 英雄 | 守佐 |
| 白須小四郎 | 白須小四郎 | 大原六兵衛 | 玉木 |
| 義光 | 義光 | 佳山 | 得三 |
| 富重 | 富重 | 佐野祐吉 | 英安 |
| 英雄 | 英雄 | 佐野祐吉 | 守佐 |
| 大原六兵衛 | 大原六兵衛 | 久保田力藏 | 吉 |
| 佳山 | 佳山 | 久保田力藏 | 守佐 |
| 佐野祐吉 | 佐野祐吉 | 渡邊治之助 | 英安 |
| 久保田力藏 | 久保田力藏 | 池龜直太多 | 守佐 |
| 久保田力藏 | 久保田力藏 | 久保田力藏 | 玉木 |
| 柳田森四郎 | 柳田森四郎 | 柳田森四郎 | 得三 |
| 大和秀雄 | 大和秀雄 | 大和秀雄 | 英安 |
| 北佐久郡藥種商業組合 | 北佐久郡藥種商業組合 | 北佐久郡藥種商業組合 | 吉 |
| 岡谷醫藥品小賣商業組合 | 岡谷醫藥品小賣商業組合 | 岡谷醫藥品小賣商業組合 | 守佐 |
| 北佐久郡藥種商業組合 | 北佐久郡藥種商業組合 | 北佐久郡藥種商業組合 | 英安 |

| | | | |
|----------------|---------------|-------------------|-------------------|
| 愛知縣尾北醫藥品小賣商業組合 | 瀨戶市醫藥品小賣商業組合 | 瀨戶市大字瀨戶 | 一宮市 |
| 愛知縣衛生小賣商業組合 | 西加茂郡醫藥品小賣商業組合 | 名古屋市東區上堅杉町 | 豐橋市萱町五一 |
| 三重縣衛生材料卸商業組合 | 三重縣衛生材料卸商業組合 | 桑名市 | 愛知縣舉母町 |
| 三重縣藥品賣商業組合 | 三重縣藥品賣商業組合 | 津市下部田 | 津市 |
| 保證責任小賣商業組合 | 保證責任小賣商業組合 | 大津市柳屋町一三 | 滋賀縣長濱町大宮五四 |
| 滋賀縣衛生材料商業組合 | 滋賀縣衛生材料商業組合 | 大津市大津商工會議所內 | 滋賀縣甲賀郡滋賀賣藥同業組合(內) |
| 大津醫藥品小賣商業組合 | 大津醫藥品小賣商業組合 | 賀滋縣日野町大窪 | 滋賀縣草津町 |
| 蒲生醫藥品小賣商業組合 | 蒲生醫藥品小賣商業組合 | 滋賀縣甲賀郡滋賀賣藥同業組合(內) | 滋賀縣甲賀郡滋賀賣藥同業組合(內) |
| 野栗醫藥品小賣商業組合 | 野栗醫藥品小賣商業組合 | 正野玄三 | 正野玄三 |
| 甲賀醫藥品小賣商業組合 | 甲賀醫藥品小賣商業組合 | 谷口甚一郎 | 谷口甚一郎 |
| 彦根醫藥品小賣商業組合 | 彦根醫藥品小賣商業組合 | 田山八十吉 | 田山八十吉 |
| 神愛醫藥品小賣商業組合 | 神愛醫藥品小賣商業組合 | 黑田高 | 黑田高 |
| 京都藥種賣藥卸商業組合 | 京都藥種賣藥卸商業組合 | 大橋光師 | 大橋光師 |
| 京都東山小賣藥品小組合 | 京都府伏見小賣藥品小組合 | 山田光三 | 山田光三 |
| 京都府桑船賣藥品小組合 | 京都府桑船賣藥品小組合 | 田山七十郎 | 田山七十郎 |
| 城南醫藥品小賣商業組合 | 小字宮ノ本八九 | 神倉龜太郎 | 神倉龜太郎 |
| 奥丹醫藥品小賣商業組合 | 京都府與謝郡宮津町字魚屋 | 松本鎌吉 | 松本鎌吉 |

藥業藥品

| | | |
|-------------------------|--------------|-------|
| 德島縣藥卸商業組合 | 德島市內通町 | 三好實三郎 |
| 美馬郡藥種小賣商業組合 | 内田 聖二 | |
| 德島縣衛生材料商業組合 | 亭島彥三郎 | |
| 香川縣衛生材料卸商業組合 | 岡内 昌三 | |
| 香川縣醫藥品卸商業組合 | 今澤義三郎 | |
| 香川縣醫藥品卸商業組合 | 岡内 昌三 | |
| 今治藥種賣藥商業組合 | 高松市五番丁四六 | |
| 今治藥種賣藥商業組合 | 高松市五番丁四六 | |
| 愛媛縣(西豫藥品衛生材料小賣)商業組合 | 高松市大通三丁目 | |
| 愛媛縣(東豫藥品衛生材料小賣)商業組合 | 德島市大通三丁目 | |
| 愛媛縣(宇和島地方醫藥品衛生材料小賣)商業組合 | 德島市脇町一七九 | |
| 愛媛縣(宇和島地方醫藥品衛生材料小賣)商業組合 | 高松市新町八六 | |
| 愛媛縣新居郡西條町 | 宇和島市 | |
| 愛媛縣喜多郡大洲町 | 松山市 | |
| 愛媛縣喜多郡大洲町 | 松原 清一 | |
| 愛媛縣喜多郡大洲町 | 佐野 義夫 | |
| 愛媛縣喜多郡大洲町 | 二宮 福源 | |
| 愛媛縣喜多郡大洲町 | 桑原 薫躬 | |
| 愛媛縣喜多郡大洲町 | 戸井眞喜太 | |
| 高知縣衛生卸商業組合 | 高知市新市町一四一 | |
| 高知縣衛生卸商業組合 | 高知市棧橋通り一ノ一二四 | |
| 高知縣衛生卸商業組合 | 高知市後免町二七五 | |
| 高知縣衛生卸商業組合 | 高知縣須崎町 | |
| 久留米藥種賣藥商業組合 | 久留米市三本松町 | |
| 北九州藥事小賣商業組合 | 八幡市中本町二丁目 | |
| 商業組合大牟田藥業會 | 大牟田市古町三 | |
| 南筑藥種賣藥商業組合 | 福岡縣柳河町大字京町 | |
| 八女郡藥種小賣商業組合 | 福岡縣山田町本町一ノ七 | |
| 直方地方 小賣商業組合 | 福岡縣山田町上山田 | |
| 嘉穂南部 小賣商業組合 | 福岡縣大字直方八六四 | |
| 朝倉郡醫藥品小賣商業組合 | 福岡縣甘木町一七四五 | |
| 柏屋郡醫藥品小賣商業組合 | 福岡市宇美町四〇五一 | |
| 筑紫郡醫藥品小賣商業組合 | 福岡縣二日市町 | |
| 京都郡醫藥品小賣商業組合 | 福岡縣行橋町 | |

| | | |
|--------------------------------|------------|----------|
| 鹿島醫藥品小賣商業組合 | 唐津市 | 佐賀縣鹿島町津原 |
| 杵島郡賣藥商業組合 | 佐賀縣武雄町 | 佐賀縣中ノ小路 |
| 三養基郡 <small>醫藥品</small> 商業組合 | 佐賀縣鳥栖町 | 佐賀縣高島直城 |
| 佐賀市郡 <small>醫藥品</small> 商業組合 | 佐賀市中ノ小路 | 山口重次郎 |
| 杵島郡醫藥品小賣商業組合 | 佐賀縣神崎町 | 中ノ子正人 |
| 佐賀縣 <small>神崎醫藥品</small> 商業組合 | 佐賀縣武雄町 | 坂本與作 |
| 諫早醫藥品小賣商業組合 | 諫早市榮町五六 | 西脇進 |
| 長崎縣 <small>醫藥品</small> 材料卸商業組合 | 長崎市築町二〇ノ一 | 西脇進 |
| 南高醫藥品小賣商業組合 | 島原市上之町九〇〇 | 宮崎康夫 |
| 北松浦郡 <small>醫藥品</small> 商業組合 | 長崎縣平戶町 | 木寺隆一郎 |
| 壹岐醫藥品小賣商業組合 | 長崎縣田河村 | 岩谷直次 |
| 東彼醫藥品小賣商業組合 | 長崎縣大村町 | 中尾守助 |
| 對馬醫藥品小賣商業組合 | 長崎縣嚴原町今屋敷 | 永瀬利吉郎 |
| 別府藥種賣藥商業組合 | 別府市大字別府 | 後藤一策 |
| 大分縣醫藥品 <small>賣</small> 商業組合 | 大分市大分 | 吉村益次 |
| 日田醫藥品小賣商業組合 | 日田市大字豆田 | 岩尾照太郎 |
| 中津藥種賣藥商業組合 | 中津市中津 | 山本大祐 |
| 南海部郡藥種商業組合 | 佐伯市佐伯 | 奥永齊 |
| 玖珠郡藥種小賣商業組合 | 大分縣森町大字帆走 | 財津幹三 |
| 大分縣衛生材卸商業組合 | 大分縣杵築町 | 吉村益次 |
| 速見郡 <small>醫藥品</small> 小賣商業組合 | 大分縣長洲町 | 後藤民次郎 |
| 宇佐郡醫藥品 <small>賣</small> 商業組合 | 大分縣三重町大字市場 | 宮木喜代太郎 |
| 大野郡醫藥品 <small>賣</small> 商業組合 | 延岡市本小路 | 岩井岩太郎 |
| 延岡市郡藥種賣藥商業組合 | 延岡市本小路 | 佐藤幹 |

| | | |
|--------------|---------------|-------|
| 松江醫藥品小賣商業組合 | 松江市殿町 | 佐藤 登 |
| 島根縣醫藥品卸商業組合 | 島根縣川本町 | 松井義三郎 |
| 邑智郡醫藥品小賣商業組合 | 島根縣廣瀨町 | 寺本 周二 |
| 能義郡醫藥品小賣商業組合 | 島根縣太田町 | 吉川 豊博 |
| 通摩安樂品小賣商業組合 | 島根縣木次町 | 永田 康 |
| 那賀郡醫藥品小賣商業組合 | 島根縣濱田町 | 庄林 武夫 |
| 雲南醫藥品小賣商業組合 | 島根縣津和野町 | 千松 廉 |
| 鹿足郡醫藥品小賣商業組合 | 島根縣益田町 | 奏野 千松 |
| 美濃郡醫藥品小賣商業組合 | 島根縣飯塚町 | 伊藤利兵衛 |
| 簸川郡醫藥品小賣商業組合 | 島根縣久山 | 幸一 |
| 篠山縣醫藥品小賣商業組合 | 島根縣峻山町 | 加藤文太郎 |
| 岡山縣衛生材料卸商業組合 | 島根縣下石井二八六 | 飯塚 幸一 |
| 岡山縣醫藥品卸商業組合 | 岡山縣 | 伊藤利兵衛 |
| 岡山縣醫藥品卸商業組合 | 岡山市紙屋町八九 | 奏野 千松 |
| 岡山藥種賣藥小賣商業組合 | 福山市府中町商工會議所內 | 永田 康 |
| 尾道地方小賣品商業組合 | 尾道市土堂町六〇五 | 佐藤 登 |
| 吳醫藥品小賣商業組合 | 吳市中通五丁目二三 | 佐藤英男 |
| 下關藥業化粧品商業組合 | 下關市東南部町三二 | 藤澤 英男 |
| 山口縣品小賣商業組合 | 山口縣柳井町古開作 | 藤井 桂一 |
| 周陽醫藥品小賣商業組合 | 德山市夕顔町三七三一 | 鳥居 哲 |
| 長門醫藥品小賣商業組合 | 萩市大字橋本町二四 | 梅本光之助 |
| 板野郡藥業小賣商業組合 | 德島縣板野郡撫養町岡崎字二 | 土谷德治郎 |
| 那賀郡藥種小賣商業組合 | 德島縣東四八等道路新野町 | 佐村 清一 |
| 三好郡藥種小賣商業組合 | 德島縣三好郡池田町 | 佐村 清一 |
| 德島藥種小賣商業組合 | 德島縣日和佐町 | 佐村 清一 |
| 海部郡藥種商業組合 | 德島縣麻植郡鴨島町 | 佐村 清一 |
| 阿波麻名藥種小賣商業組合 | | 佐藤 登 |

| | |
|--------------|------------|
| 宮崎縣賣藥商業組合 | 宮崎市橋通五丁目 |
| 南那珂郡藥品商業組合 | 宮崎縣飯肥町 |
| 都城藥種商業組合 | 都城市前田町 |
| 宮崎縣藥種賣藥商業組合 | 宮崎市橋通 |
| 熊本縣藥種賣藥商業組合 | 熊本市手島町 |
| 熊本縣醫藥品商業組合 | 熊本市南新坪井町 |
| 鹿兒島市醫藥品商業組合 | 鹿兒島縣伊集院町 |
| 日置郡醫藥品商業組合 | 鹿兒島市撻之口町四三 |
| 沖繩縣醫藥品卸商業組合 | 沖繩縣廳衛生試驗室內 |
| 沖繩縣醫藥品小商業組合 | 同 |
| 沖繩縣衛生材料卸商業組合 | 同 |
| 工業組合 | 仲田 豊 |
| 樹木縣賣藥工業組合 | 平部 俊弘 |
| 群馬縣賣藥工業組合 | 福崎 勝吉 |
| 山形縣賣藥工業組合 | 關本 雅弘 |
| 千葉縣賣藥工業組合 | 緒方作次郎 |
| 東京賣藥工業組合 | 吉井守之助 |
| 横濱市賣藥工業組合 | 吉松 森三 |
| 川崎賣藥工業組合 | 山下利太郎 |
| 橫須賀賣藥工業組合 | 金城 保吉 |
| 相模賣藥工業組合 | 名城 翁賴 |
| 富山縣賣藥工業組合 | 高良 盛慶 |
| 福井縣賣藥工業組合 | 藤井源太郎 |
| 宇都宮市杉原町三二三五 | 土屋 了三 |
| 前橋市紺屋町七一 | 土屋 菊太郎 |
| 山形縣衛生課內 | 藤井得三郎 |
| 千葉市 | 清水藤太郎 |
| 東京市神田區仲町二ノ二二 | 吉村 剛 |
| 横濱市磯子區丸山町七 | 中村忠一郎 |
| 川崎市宮崎町三六 | 外郎 鹿左衛門 |
| 横須賀市若松町七二 | 荒木 善助 |
| 神奈川縣小田原市丁字 | 高橋 良馬 |
| 富山市 | |
| 福井市吉野下町六九 | |

| | |
|-------------|-----------------|
| 本會製藥工業組合 | 長野縣西筑摩郡福島町五七四 |
| 松本賣藥工業組合 | 松本市 |
| 南安曇賣藥工業組合 | 長野縣 |
| 滋賀縣賣藥工業組合 | 滋賀縣用賀郡大原村大原市場 |
| 近江日野賣藥工業組合 | 滋賀縣蒲生郡日野町大字大窪 |
| 京都賣藥工業組合 | 京都府下京區五條通リ室町西大窪 |
| 大阪市賣藥工業組合 | 大阪市天王寺區東高津北ノ町 |
| 大和賣藥工業組合 | 入東銹屋町一八四 |
| 日本配置賣工組聯合會 | 奈良縣南葛城郡御所町 |
| 鳥取縣賣藥工業組合 | 奈良市 |
| 島根縣賣藥工業組合 | 鳥取市片原三ノ三四 |
| 岡山縣賣藥工業組合 | 松江市 |
| 廣島縣賣藥工業組合 | 岡山縣都窪郡常盤村大字溝口 |
| 山口縣賣藥工業組合 | 廣島市富士見町八九 |
| 德島縣吉汁製藥工業組合 | 山口縣宇部市 |
| 德島縣賣藥工業組合 | 德島市 |
| 香川縣苦汁工業組合 | 高松市石ノ丸町 |
| 香川縣藥業工業組合 | 香川縣綾歌郡坂出町 |
| 長崎賣藥工業組合 | 長崎市袋町二六ノほ |
| 宮崎賣藥工業組合 | 宮崎市橋廻町三ノ九 |
| 南日本製腦工業組合 | 鹿兒島市易居町四八 |
| 仲田 幸 | 赤澤忠太郎 |
| 平坂 茂市 | 川西 久吉 |
| 佐村 清一 | 鳥居光三郎 |
| 大村久兵衛 | 渡邊 高一 |
| 金尾 義信 | 江口 武雄 |
| 森平 兵衛 | 佐田 清一 |
| 中島太兵衛 | 平坂 茂市 |
| 龜田利三郎 | 赤澤忠太郎 |
| 森平 兵衛 | 川西 久吉 |
| 龜田利三郎 | 鳥居光三郎 |
| 森平 兵衛 | 渡邊 高一 |
| 中島太兵衛 | 佐村 清一 |
| 龜田利三郎 | 江口 武雄 |
| 森平 兵衛 | 平坂 茂市 |
| 龜田利三郎 | 赤澤忠太郎 |
| 森平 兵衛 | 川西 久吉 |
| 龜田利三郎 | 鳥居光三郎 |
| 森平 兵衛 | 渡邊 高一 |
| 龜田利三郎 | 佐村 清一 |
| 龜田利三郎 | 江口 武雄 |
| 龜田利三郎 | 平坂 茂市 |
| 龜田利三郎 | 赤澤忠太郎 |
| 龜田利三郎 | 川西 久吉 |
| 龜田利三郎 | 鳥居光三郎 |
| 龜田利三郎 | 渡邊 高一 |
| 龜田利三郎 | 佐村 清一 |
| 龜田利三郎 | 江口 武雄 |
| 龜田利三郎 | 平坂 茂市 |
| 龜田利三郎 | 赤澤忠太郎 |
| 龜田利三郎 | 川西 久吉 |
| 龜田利三郎 | 鳥居光三郎 |
| 龜田利三郎 | 渡邊 高一 |
| 龜田利三郎 | 佐村 清一 |
| 龜田利三郎 | 江口 武雄 |
| 龜田利三郎 | 平坂 茂市 |
| 龜田利三郎 | 赤澤忠太郎 |
| 龜田利三郎 | 川西 久吉 |
| 龜田利三郎 | 鳥居光三郎 |
| 龜田利三郎 | 渡邊 高一 |
| 龜田利三郎 | 佐村 清一 |
| 龜田利三郎 | 江口 武雄 |
| 龜田利三郎 | 平坂 茂市 |
| 龜田利三郎 | 赤澤忠太郎 |
| 龜田利三郎 | 川西 久吉 |
| 龜田利三郎 | 鳥居光三郎 |
| 龜田利三郎 | 渡邊 高一 |
| 龜田利三郎 | 佐村 清一 |
| 龜田利三郎 | 江口 武雄 |
| 龜田利三郎 | 平坂 茂市 |
| 龜田利三郎 | 赤澤忠太郎 |
| 龜田利三郎 | 川西 久吉 |
| 龜田利三郎 | 鳥居光三郎 |
| 龜田利三郎 | 渡邊 高一 |
| 龜田利三郎 | 佐村 清一 |
| 龜田利三郎 | 江口 武雄 |
| 龜田利三郎 | 平坂 茂市 |
| 龜田利三郎 | 赤澤忠太郎 |
| 龜田利三郎 | 川西 久吉 |
| 龜田利三郎 | 鳥居光三郎 |
| 龜田利三郎 | 渡邊 高一 |
| 龜田利三郎 | 佐村 清一 |
| 龜田利三郎 | 江口 武雄 |
| 龜田利三郎 | 平坂 茂市 |
| 龜田利三郎 | 赤澤忠太郎 |
| 龜田利三郎 | 川西 久吉 |
| 龜田利三郎 | 鳥居光三郎 |
| 龜田利三郎 | 渡邊 高一 |
| 龜田利三郎 | 佐村 清一 |
| 龜田利三郎 | 江口 武雄 |
| 龜田利三郎 | 平坂 茂市 |
| 龜田利三郎 | 赤澤忠太郎 |
| 龜田利三郎 | 川西 久吉 |
| 龜田利三郎 | 鳥居光三郎 |
| 龜田利三郎 | 渡邊 高一 |
| 龜田利三郎 | 佐村 清一 |
| 龜田利三郎 | 江口 武雄 |
| 龜田利三郎 | 平坂 茂市 |
| 龜田利三郎 | 赤澤忠太郎 |
| 龜田利三郎 | 川西 久吉 |
| 龜田利三郎 | 鳥居光三郎 |
| 龜田利三郎 | 渡邊 高一 |
| 龜田利三郎 | 佐村 清一 |
| 龜田利三郎 | 江口 武雄 |
| 龜田利三郎 | 平坂 茂市 |
| 龜田利三郎 | 赤澤忠太郎 |
| 龜田利三郎 | 川西 久吉 |
| 龜田利三郎 | 鳥居光三郎 |
| 龜田利三郎 | 渡邊 高一 |
| 龜田利三郎 | 佐村 清一 |
| 龜田利三郎 | 江口 武雄 |
| 龜田利三郎 | 平坂 茂市 |
| 龜田利三郎 | 赤澤忠太郎 |
| 龜田利三郎 | 川西 久吉 |
| 龜田利三郎 | 鳥居光三郎 |
| 龜田利三郎 | 渡邊 高一 |
| 龜田利三郎 | 佐村 清一 |
| 龜田利三郎 | 江口 武雄 |
| 龜田利三郎 | 平坂 茂市 |
| 龜田利三郎 | 赤澤忠太郎 |
| 龜田利三郎 | 川西 久吉 |
| 龜田利三郎 | 鳥居光三郎 |
| 龜田利三郎 | 渡邊 高一 |
| 龜田利三郎 | 佐村 清一 |
| 龜田利三郎 | 江口 武雄 |
| 龜田利三郎 | 平坂 茂市 |
| 龜田利三郎 | 赤澤忠太郎 |
| 龜田利三郎 | 川西 久吉 |
| 龜田利三郎 | 鳥居光三郎 |
| 龜田利三郎 | 渡邊 高一 |
| 龜田利三郎 | 佐村 清一 |
| 龜田利三郎 | 江口 武雄 |
| 龜田利三郎 | 平坂 茂市 |
| 龜田利三郎 | 赤澤忠太郎 |
| 龜田利三郎 | 川西 久吉 |
| 龜田利三郎 | 鳥居光三郎 |
| 龜田利三郎 | 渡邊 高一 |
| 龜田利三郎 | 佐村 清一 |
| 龜田利三郎 | 江口 武雄 |
| 龜田利三郎 | 平坂 茂市 |
| 龜田利三郎 | 赤澤忠太郎 |
| 龜田利三郎 | 川西 久吉 |
| 龜田利三郎 | 鳥居光三郎 |
| 龜田利三郎 | 渡邊 高一 |
| 龜田利三郎 | 佐村 清一 |
| 龜田利三郎 | 江口 武雄 |
| 龜田利三郎 | 平坂 茂市 |
| 龜田利三郎 | 赤澤忠太郎 |
| 龜田利三郎 | 川西 久吉 |
| 龜田利三郎 | 鳥居光三郎 |
| 龜田利三郎 | 渡邊 高一 |
| 龜田利三郎 | 佐村 清一 |
| 龜田利三郎 | 江口 武雄 |
| 龜田利三郎 | 平坂 茂市 |
| 龜田利三郎 | 赤澤忠太郎 |
| 龜田利三郎 | 川西 久吉 |
| 龜田利三郎 | 鳥居光三郎 |
| 龜田利三郎 | 渡邊 高一 |
| 龜田利三郎 | 佐村 清一 |
| 龜田利三郎 | 江口 武雄 |
| 龜田利三郎 | 平坂 茂市 |
| 龜田利三郎 | 赤澤忠太郎 |
| 龜田利三郎 | 川西 久吉 |
| 龜田利三郎 | 鳥居光三郎 |
| 龜田利三郎 | 渡邊 高一 |
| 龜田利三郎 | 佐村 清一 |
| 龜田利三郎 | 江口 武雄 |
| 龜田利三郎 | 平坂 茂市 |
| 龜田利三郎 | 赤澤忠太郎 |
| 龜田利三郎 | 川西 久吉 |
| 龜田利三郎 | 鳥居光三郎 |
| 龜田利三郎 | 渡邊 高一 |
| 龜田利三郎 | 佐村 清一 |
| 龜田利三郎 | 江口 武雄 |
| 龜田利三郎 | 平坂 茂市 |
| 龜田利三郎 | 赤澤忠太郎 |
| 龜田利三郎 | 川西 久吉 |
| 龜田利三郎 | 鳥居光三郎 |
| 龜田利三郎 | 渡邊 高一 |
| 龜田利三郎 | 佐村 清一 |
| 龜田利三郎 | 江口 武雄 |
| 龜田利三郎 | 平坂 茂市 |
| 龜田利三郎 | 赤澤忠太郎 |
| 龜田利三郎 | 川西 久吉 |
| 龜田利三郎 | 鳥居光三郎 |
| 龜田利三郎 | 渡邊 高一 |
| 龜田利三郎 | 佐村 清一 |
| 龜田利三郎 | 江口 武雄 |
| 龜田利三郎 | 平坂 茂市 |
| 龜田利三郎 | 赤澤忠太郎 |
| 龜田利三郎 | 川西 久吉 |
| 龜田利三郎 | 鳥居光三郎 |
| 龜田利三郎 | 渡邊 高一 |
| 龜田利三郎 | 佐村 清一 |
| 龜田利三郎 | 江口 武雄 |
| 龜田利三郎 | 平坂 茂市 |
| 龜田利三郎 | 赤澤忠太郎 |
| 龜田利三郎 | 川西 久吉 |
| 龜田利三郎 | 鳥居光三郎 |
| 龜田利三郎 | 渡邊 高一 |
| 龜田利三郎 | 佐村 清一 |
| 龜田利三郎 | 江口 武雄 |
| 龜田利三郎 | 平坂 茂市 |
| 龜田利三郎 | 赤澤忠太郎 |
| 龜田利三郎 | 川西 久吉 |
| 龜田利三郎 | 鳥居光三郎 |
| 龜田利三郎 | 渡邊 高一 |
| 龜田利三郎 | 佐村 清一 |
| 龜田利三郎 | 江口 武雄 |
| 龜田利三郎 | 平坂 茂市 |
| 龜田利三郎 | 赤澤忠太郎 |
| 龜田利三郎 | 川西 久吉 |
| 龜田利三郎 | 鳥居光三郎 |
| 龜田利三郎 | 渡邊 高一 |
| 龜田利三郎 | 佐村 清一 |
| 龜田利三郎 | 江口 武雄 |
| 龜田利三郎 | 平坂 茂市 |
| 龜田利三郎 | 赤澤忠太郎 |
| 龜田利三郎 | 川西 久吉 |
| 龜田利三郎 | 鳥居光三郎 |
| 龜田利三郎 | 渡邊 高一 |
| 龜田利三郎 | 佐村 清一 |
| 龜田利三郎 | 江口 武雄 |
| 龜田利三郎 | 平坂 茂市 |
| 龜田利三郎 | 赤澤忠太郎 |
| 龜田利三郎 | 川西 久吉 |
| 龜田利三郎 | 鳥居光三郎 |
| 龜田利三郎 | 渡邊 高一 |
| 龜田利三郎 | 佐村 清一 |
| 龜田利三郎 | 江口 武雄 |
| 龜田利三郎 | 平坂 茂市 |
| 龜田利三郎 | 赤澤忠太郎 |
| 龜田利三郎 | 川西 久吉 |
| 龜田利三郎 | 鳥居光三郎 |
| 龜田利三郎 | 渡邊 高一 |
| 龜田利三郎 | 佐村 清一 |
| 龜田利三郎 | 江口 武雄 |
| 龜田利三郎 | 平坂 茂市 |
| 龜田利三郎 | 赤澤忠太郎 |
| 龜田利三郎 | 川西 久吉 |
| 龜田利三郎 | 鳥居光三郎 |
| 龜田利三郎 | 渡邊 高一 |
| 龜田利三郎 | 佐村 清一 |
| 龜田利三郎 | 江口 武雄 |
| 龜田利三郎 | 平坂 茂市 |
| | |

東京小間物化粧品商報要覽

内案報商品化物間小京東

| 商報の歴史 | 明治二十八年六月二十一日、現東京小間物化粧品卸商同業組合の前身東京小間物卸商組合の機關新聞としてわが國最初の業界新聞たる「東京小間物商報」が創刊されました。それが現在の商報であります。明治三十六年、「東京小間物化粧品商報」と改題、その發展は業界長足の進歩とともに驚く可憐力強さを以て伸び、今や五十年の光輝ある歴史とともに業界機関新聞中の最高峰に立ち絶大なる業界の信頼を把握して居ります。 |
|-------|---|
| 商報の使命 | わが社の主力的事業たる商報は、創刊以来、號を重ねること既に二千を超えて、草創時代には月二回の發行であります。その翌年月三回に改め、更に大正三年には月四回に大正八年十一月から週刊に改め、現在の毎週土曜日發行となつてあります。彼の大震災の直後、月餘の休刊を餘儀なくせられたる外、いまだ曾つて一回の休刊若くは發行遅延等のことなく、常に業界の公器たるの使命及び職分を完ふすことに精進努力致して居ります。 |
| 商報の現勢 | 商報の頒布區域は、全日本の版圖は固よりのこと、滿洲、支那 |

南洋、印度及び歐米等の海外諸國に及び、その讀者層は内外の同業者を主として商工關係官公署、圖書館、會議所、實業團體、同業組合等々、殆ど剩す處なく網羅して居ります。就中業界に於ける讀者層は、各地に於ける著名化粧品小間物店、花物雜貨店、藥局、百貨店に及び、これ等の店頭には、わが商報の影を見ざる處なきまでに行き亘つて居ります。現在の商報はオフセット印刷による表紙とも普通二十頁建を以てその體型として居ります。

会報の組織 我が社は組合定款の定むる處に隨ひ、その機關新聞としての使命を行ふ爲めに設立せられたものでありまして、昭和十五年その組織を改めて組合役員中から發行委員を選び、商報部に事業の一移譲の上に組合役員として大小の機務に參與して居ります。現任役員及職員如左。

同同總主
副務部
長附幹
佐
上長
田中五郎
吉郎安
兵三郎
清太郎
子美子
佐
上長
田中五郎
吉郎安
兵三郎
清太郎
子美子
同商
報部
長
寺伊
加川内
宮品永
井澤
山藤見
崎田
龍武
繁重
清三次
信タカ
久二
雄治二
郎一
イ造二
久子
新順
清七平
吉

同同總主
副務部
長附幹
佐
上長
田中五郎
吉郎安
兵三郎
清太郎
子美子
同商
報部
長
寺伊
加川内
宮品永
井澤
山藤見
崎田
龍武
繁重
清三次
信タカ
久二
雄治二
郎一
イ造二
久子
新順
清七平
吉

同同總主
副務部
長附幹
佐
上長
田中五郎
吉郎安
兵三郎
清太郎
子美子
同商
報部
長
寺伊
加川内
宮品永
井澤
山藤見
崎田
龍武
繁重
清三次
信タカ
久二
雄治二
郎一
イ造二
久子
新順
清七平
吉

同同總主
副務部
長附幹
佐
上長
田中五郎
吉郎安
兵三郎
清太郎
子美子
同商
報部
長
寺伊
加川内
宮品永
井澤
山藤見
崎田
龍武
繁重
清三次
信タカ
久二
雄治二
郎一
イ造二
久子
新順
清七平
吉

同同總主
副務部
長附幹
佐
上長
田中五郎
吉郎安
兵三郎
清太郎
子美子
同商
報部
長
寺伊
加川内
宮品永
井澤
山藤見
崎田
龍武
繁重
清三次
信タカ
久二
雄治二
郎一
イ造二
久子
新順
清七平
吉

同同總主
副務部
長附幹
佐
上長
田中五郎
吉郎安
兵三郎
清太郎
子美子
同商
報部
長
寺伊
加川内
宮品永
井澤
山藤見
崎田
龍武
繁重
清三次
信タカ
久二
雄治二
郎一
イ造二
久子
新順
清七平
吉

同同總主
副務部
長附幹
佐
上長
田中五郎
吉郎安
兵三郎
清太郎
子美子
同商
報部
長
寺伊
加川内
宮品永
井澤
山藤見
崎田
龍武
繁重
清三次
信タカ
久二
雄治二
郎一
イ造二
久子
新順
清七平
吉

同同總主
副務部
長附幹
佐
上長
田中五郎
吉郎安
兵三郎
清太郎
子美子
同商
報部
長
寺伊
加川内
宮品永
井澤
山藤見
崎田
龍武
繁重
清三次
信タカ
久二
雄治二
郎一
イ造二
久子
新順
清七平
吉

同同總主
副務部
長附幹
佐
上長
田中五郎
吉郎安
兵三郎
清太郎
子美子
同商
報部
長
寺伊
加川内
宮品永
井澤
山藤見
崎田
龍武
繁重
清三次
信タカ
久二
雄治二
郎一
イ造二
久子
新順
清七平
吉

同同總主
副務部
長附幹
佐
上長
田中五郎
吉郎安
兵三郎
清太郎
子美子
同商
報部
長
寺伊
加川内
宮品永
井澤
山藤見
崎田
龍武
繁重
清三次
信タカ
久二
雄治二
郎一
イ造二
久子
新順
清七平
吉

同同總主
副務部
長附幹
佐
上長
田中五郎
吉郎安
兵三郎
清太郎
子美子
同商
報部
長
寺伊
加川内
宮品永
井澤
山藤見
崎田
龍武
繁重
清三次
信タカ
久二
雄治二
郎一
イ造二
久子
新順
清七平
吉

同同總主
副務部
長附幹
佐
上長
田中五郎
吉郎安
兵三郎
清太郎
子美子
同商
報部
長
寺伊
加川内
宮品永
井澤
山藤見
崎田
龍武
繁重
清三次
信タカ
久二
雄治二
郎一
イ造二
久子
新順
清七平
吉

同同總主
副務部
長附幹
佐
上長
田中五郎
吉郎安
兵三郎
清太郎
子美子
同商
報部
長
寺伊
加川内
宮品永
井澤
山藤見
崎田
龍武
繁重
清三次
信タカ
久二
雄治二
郎一
イ造二
久子
新順
清七平
吉

同同總主
副務部
長附幹
佐
上長
田中五郎
吉郎安
兵三郎
清太郎
子美子
同商
報部
長
寺伊
加川内
宮品永
井澤
山藤見
崎田
龍武
繁重
清三次
信タカ
久二
雄治二
郎一
イ造二
久子
新順
清七平
吉

同同總主
副務部
長附幹
佐
上長
田中五郎
吉郎安
兵三郎
清太郎
子美子
同商
報部
長
寺伊
加川内
宮品永
井澤
山藤見
崎田
龍武
繁重
清三次
信タカ
久二
雄治二
郎一
イ造二
久子
新順
清七平
吉

同同總主
副務部
長附幹
佐
上長
田中五郎
吉郎安
兵三郎
清太郎
子美子
同商
報部
長
寺伊
加川内
宮品永
井澤
山藤見
崎田
龍武
繁重
清三次
信タカ
久二
雄治二
郎一
イ造二
久子
新順
清七平
吉

同同總主
副務部
長附幹
佐
上長
田中五郎
吉郎安
兵三郎
清太郎
子美子
同商
報部
長
寺伊
加川内
宮品永
井澤
山藤見
崎田
龍武
繁重
清三次
信タカ
久二
雄治二
郎一
イ造二
久子
新順
清七平
吉

同同總主
副務部
長附幹
佐
上長
田中五郎
吉郎安
兵三郎
清太郎
子美子
同商
報部
長
寺伊
加川内
宮品永
井澤
山藤見
崎田
龍武
繁重
清三次
信タカ
久二
雄治二
郎一
イ造二
久子
新順
清七平
吉

同同總主
副務部
長附幹
佐
上長
田中五郎
吉郎安
兵三郎
清太郎
子美子
同商
報部
長
寺伊
加川内
宮品永
井澤
山藤見
崎田
龍武
繁重
清三次
信タカ
久二
雄治二
郎一
イ造二
久子
新順
清七平
吉

同同總主
副務部
長附幹
佐
上長
田中五郎
吉郎安
兵三郎
清太郎
子美子
同商
報部
長
寺伊
加川内
宮品永
井澤
山藤見
崎田
龍武
繁重
清三次
信タカ
久二
雄治二
郎一
イ造二
久子
新順
清七平
吉

同同總主
副務部
長附幹
佐
上長
田中五郎
吉郎安
兵三郎
清太郎
子美子
同商
報部
長
寺伊
加川内
宮品永
井澤
山藤見
崎田
龍武
繁重
清三次
信タカ
久二
雄治二
郎一
イ造二
久子
新順
清七平
吉

同同總主
副務部
長附幹
佐
上長
田中五郎
吉郎安
兵三郎
清太郎
子美子
同商
報部
長
寺伊
加川内
宮品永
井澤
山藤見
崎田
龍武
繁重
清三次
信タカ
久二
雄治二
郎一
イ造二
久子
新順
清七平
吉

同同總主
副務部
長附幹
佐
上長
田中五郎
吉郎安
兵三郎
清太郎
子美子
同商
報部
長
寺伊
加川内
宮品永
井澤
山藤見
崎田
龍武
繁重
清三次
信タカ
久二
雄治二
郎一
イ造二
久子
新順
清七平
吉

同同總主
副務部
長附幹
佐
上長
田中五郎
吉郎安
兵三郎
清太郎
子美子
同商
報部
長
寺伊
加川内
宮品永
井澤
山藤見
崎田
龍武
繁重
清三次
信タカ
久二
雄治二
郎一
イ造二
久子
新順
清七平
吉

同同總主
副務部
長附幹
佐
上長
田中五郎
吉郎安
兵三郎
清太郎
子美子
同商
報部
長
寺伊
加川内
宮品永
井澤
山藤見
崎田
龍武
繁重
清三次
信タカ
久二
雄治二
郎一
イ造二
久子
新順
清七平
吉

同同總主
副務部
長附幹
佐
上長
田中五郎
吉郎安
兵三郎
清太郎
子美子
同商
報部
長
寺伊
加川内
宮品永
井澤
山藤見
崎田
龍武
繁重
清三次
信タカ
久二
雄治二
郎一
イ造二
久子
新順
清七平
吉

同同總主
副務部
長附幹
佐
上長
田中五郎
吉郎安
兵三郎
清太郎
子美子
同商
報部
長
寺伊
加川内
宮品永
井澤
山藤見
崎田
龍武
繁重
清三次
信タカ
久二
雄治二
郎一
イ造二
久子
新順
清七平
吉

同同總主
副務部
長附幹
佐
上長
田中五郎
吉郎安
兵三郎
清太郎
子美子
同商
報部
長
寺伊
加川内
宮品永
井澤
山藤見
崎田
龍武
繁重
清三次
信タカ
久二
雄治二
郎一
イ造二
久子
新順
清七平
吉

同同總主
副務部
長附幹
佐
上長
田中五郎
吉郎安
兵三郎
清太郎
子美子
同商
報部
長
寺伊
加川内
宮品永
井澤
山藤見
崎田
龍武
繁重
清三次
信タカ
久二
雄治二
郎一
イ造二
久子
新順
清七平
吉

同同總主
副務部
長附幹
佐
上長
田中五郎
吉郎安
兵三郎
清太郎
子美子
同商
報部
長
寺伊
加川内
宮品永
井澤
山藤見
崎田
龍武
繁重
清三次
信タカ
久二
雄治二
郎一
イ造二
久子
新順
清七平
吉

同同總主
副務部
長附幹
佐
上長
田中五郎
吉郎安
兵三郎
清太郎
子美子
同商
報部
長
寺伊
加川内
宮品永
井澤
山藤見
崎田
龍武
繁重
清三次
信タカ
久二
雄治二
郎一
イ造二
久子
新順
清七平
吉

同同總主
副務部
長附幹
佐
上長
田中五郎
吉郎安
兵三郎
清太郎
子美子
同商
報部
長
寺伊
加川内
宮品永
井澤
山藤見
崎田
龍武
繁重
清三次
信タカ
久二
雄治二
郎一
イ造二
久子
新順
清七平
吉

同同總主
副務部
長附幹
佐
上長
田中五郎
吉郎安
兵三郎
清太郎
子美子
同商
報部
長
寺伊
加川内
宮品永
井澤
山藤見
崎田
龍武
繁重
清三次
信タカ
久二
雄治二
郎一
イ造二
久子
新順
清七平
吉

同同總主
副務部
長附幹
佐
上長
田中五郎
吉郎安
兵三郎
清太郎
子美子
同商
報部
長
寺伊
加川内
宮品永
井澤
山藤見
崎田
龍武
繁重
清三次
信タカ
久二
雄治二
郎一
イ造二
久子
新順
清七平
吉

同同總主
副務部
長附幹
佐
上長
田中五郎
吉郎安
兵三郎
清太郎
子美子
同商
報部
長
寺伊
加川内
宮品永
井澤
山藤見
崎田
龍武
繁重
清三次
信タカ
久二
雄治二
郎一
イ造二
久子
新順
清七平
吉

同同總主
副務部
長附幹
佐
上長
田中五郎
吉郎安
兵三郎
清太郎
子美子
同商
報部
長
寺伊
加川内
宮品永
井澤
山藤見
崎田
龍武
繁重
清三次
信タカ
久二
雄治二
郎一
イ造二
久子
新順
清七平
吉

同同總主
副務部
長附幹
佐
上長
田中五郎
吉郎安
兵三郎
清太郎
子美子
同商
報部
長
寺伊
加川内
宮品永
井澤
山藤見
崎田
龍武
繁重
清三次
信タカ
久二
雄治二
郎一
イ造二
久子
新順
清七平
吉

同同總主
副務部
長附幹
佐
上長
田中五郎
吉郎安
兵三郎
清太郎
子美子
同商
報部
長
寺伊
加川内
宮品永
井澤
山藤見
崎田
龍武
繁重
清三次
信タカ
久二
雄治二
郎一
イ造二
久子
新順
清七平
吉

同同總主
副務部
長附幹
佐
上長
田中五郎
吉郎安
兵三郎
清太郎
子美子
同商
報部
長
寺伊
加川内
宮品永
井澤
山藤見
崎田
龍武
繁重
清三次
信タカ
久二
雄治二
郎一
イ造二
久子
新順
清七平
吉

同同總主
副務部
長附幹
佐
上長
田中五郎
吉郎安
兵三郎
清太郎
子美子
同商
報部
長
寺伊
加川内
宮品永
井澤
山藤見
崎田
龍武
繁重
清三次
信タカ
久二
雄治二
郎一
イ造二
久子
新順
清七平
吉

同同總主
副務部
長附幹
佐
上長
田中五郎
吉郎安
兵三郎
清太郎
子美子
同商
報部
長
寺伊
加川内
宮品永
井澤
山藤見
崎田
龍武
繁重
清三次
信タカ
久二
雄治二
郎一
イ造二
久子
新順
清七平
吉

同同總主
副務部
長附幹
佐
上長
田中五郎
吉郎安
兵三郎
清太郎
子美子
同商
報部
長
寺伊
加川内
宮品永
井澤
山藤見
崎田
龍武
繁重
清三次
信タカ
久二
雄治二
郎一
イ造二
久子
新順
清七平
吉

同同總主
副務部
長附幹
佐
上長
田中五郎
吉郎安
兵三郎
清太郎
子美子
同商
報部
長
寺伊
加川内
宮品永
井澤
山藤見
崎田
龍武
繁重
清三次
信タカ
久二
雄治二
郎一
イ造二
久子
新順
清七平
吉

同同總主
副務部
長附幹
佐
上長
田中五郎
吉郎安
兵三郎
清太郎
子美子
同商
報部
長
寺伊
加川内
宮品永
井澤
山藤見
崎田
龍武
繁重
清三次
信タカ
久二
雄治二
郎一
イ造二
久子
新順
清七平<br

モトミ ドーマポ

純植物性



堂友三藤齋

八七五ノ二崎大王區川品
番九七八四(49)崎大話電
一八ノ一町臺金白區芝

部業營
部造製

リドシオ

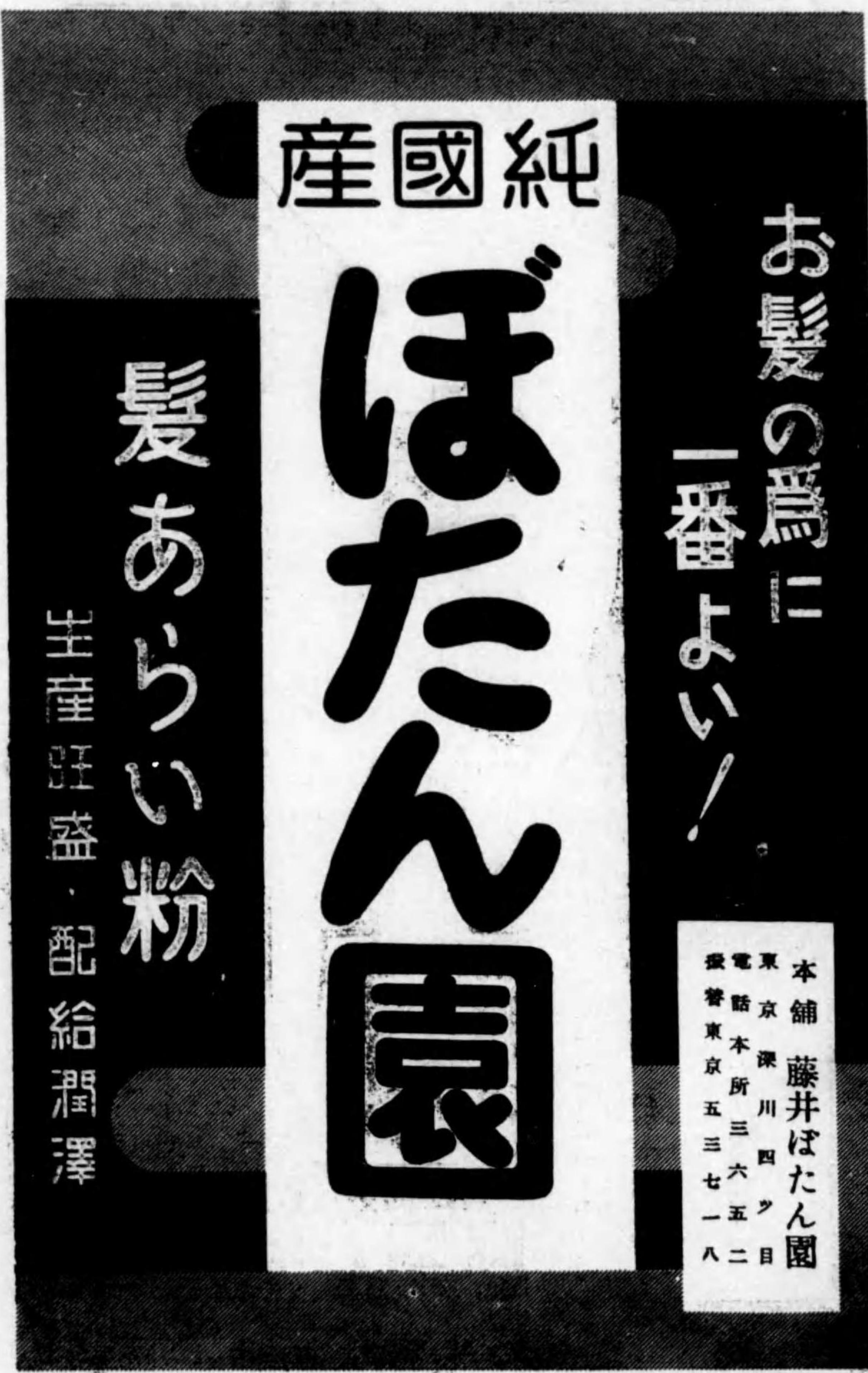
油香椿 水香



舗 本

店商衛兵太上井

二ノ四町室橋本日市京東



159



158



安心して御取引の出来る！

越前屋

松浦嘉七商店

東京市淺草區山谷二丁目五
電話浪花(67)一三二八番
振替東京一〇三三六一一番

化粧品問屋



本つけ櫛・すき櫛
セルロイド櫛
セルロイド容器
刷子

ひしや櫛製造發賣元
大阪市東區南久宝寺町貳丁目
ひしや要弥三郎本店

電話船場(41-1234)
振替大阪千百十二三番

鹿の子絞り、手柄、リボン
半襟、帶揚、帶止 卸商



三浦東京店
東京市日本橋區兩國十二番地二
電話浪花(67)三二六五番

本店 京都市下京區高辻通東洞院東
電話下二五二三番



切れ味で賣れる

村上幾太郎
電話浪花(67)二五一九番八
東京市神田區東神田二五八番

歯刷子 雜貨卸

ホーヨー化粧料本舗

晃陽商會

HATA BRAND



歯刷子卸

会社資

徳永保之助商店

電話浪花(67)二八〇一一番

東京市日本橋區横山町八番地



増澤化粧品部島工場

東京市七丁目島向南京東
電話浪花(67)二八〇一一番

The image is a black and white advertisement from the early 20th century. At the top, the brand name 'Kōmonrashisu' is written in large, bold, stylized Japanese characters. Below it, the characters '後毛止' are prominently displayed. To the right of the main text is a circular emblem containing a stylized flower or leaf design, with the words '商標登録' (Trademark Registered) around its perimeter. The background features a subtle, repeating pattern of small circles.

忠勇フラン

陸海軍御用品

本舗 東京市日本橋區馬喰町三丁目

井阪支店 大阪市住吉區松崎町二丁目

米山清七商店

ナビゲーション
反替

切れ味で賣れる

獨占のガス注入焼入れ

七〇三三所本電話・二十ノ一町歳千區所本市京東

部本給配會交仲

| | |
|---------------------------------|--------------------|
| 品質を誇る | |
| ○ビザエーヴアニシング グリーム | ・七七 |
| タビザユーグレンジング クリーム | 小一・〇七 |
| タビザユー水白粉 | ・六五 |
| タビザユーフエース ローション | 五四 |
| タビザユーローション | 大一・三八 |
| タビザユーストリンゼ ントローション | ・九五 |
| タビザユー艶出し香油 | ・六五 |
| タビザユーウエーヴセツ トローション | 小一・〇七 |
| タビザユーアリアンチン オイル | 大一・七八 |
| タビザユーブラジル グ | 一・〇七 |
| ○ビザユーレッド | 一・五九 |
| タビザユーベーラム グ | 一・九五 |
| ○ビザユーレッド | 一・三一 |
| 化粧料 | |
| 卯野商店 | ビチューバーフューマー |
| 東京市荒川區日暮里八ノ九四三 電話下谷(83)一二三八番 | |



國產最高基準品

金鶴水香式社會化頂丹

頂丹 クツチ

塗料製造機械



石材鋼鐵及チルド磁器製

煉合ロール

化學工業用諸機械

化粧品・石鹼・香料・其他

特殊工業用諸機械設計製作

日本薬業機械合資會社

東京市本所區龜澤町二ノ五

工場 江戸川區東小松川三ノ三五九一

墨田 三六五〇番

電話 墨田 五五〇七番

本所 二二四一番

粉白粉ナテウ

に粧化康健

…… い る 明



14・20
315

ウ テ ナ 口 紅

- ◆ 明るさに輝やく
- ◆ 健康な素肌美に
- ◆ 新しき感覺美が生れる
- ◆ 自然な健康美を創る
- ◆ 創る理想品

ウ テ ナ 粉 白 粉

簡素な美と健康を
創る理想品

ウテナ化粧料本舗 株式会社 久保政吉商店

ムーリク^{バニシング}ナテウ



…… 純清
な 美康健

- ♦ 健康な若肌を創る
- ♦ 整肌・化粧下用に
- ♦ 若肌の栄養素
- ♦ 健康な若肌を創る
- ♦ 優秀な原料と技術
に輝く品質

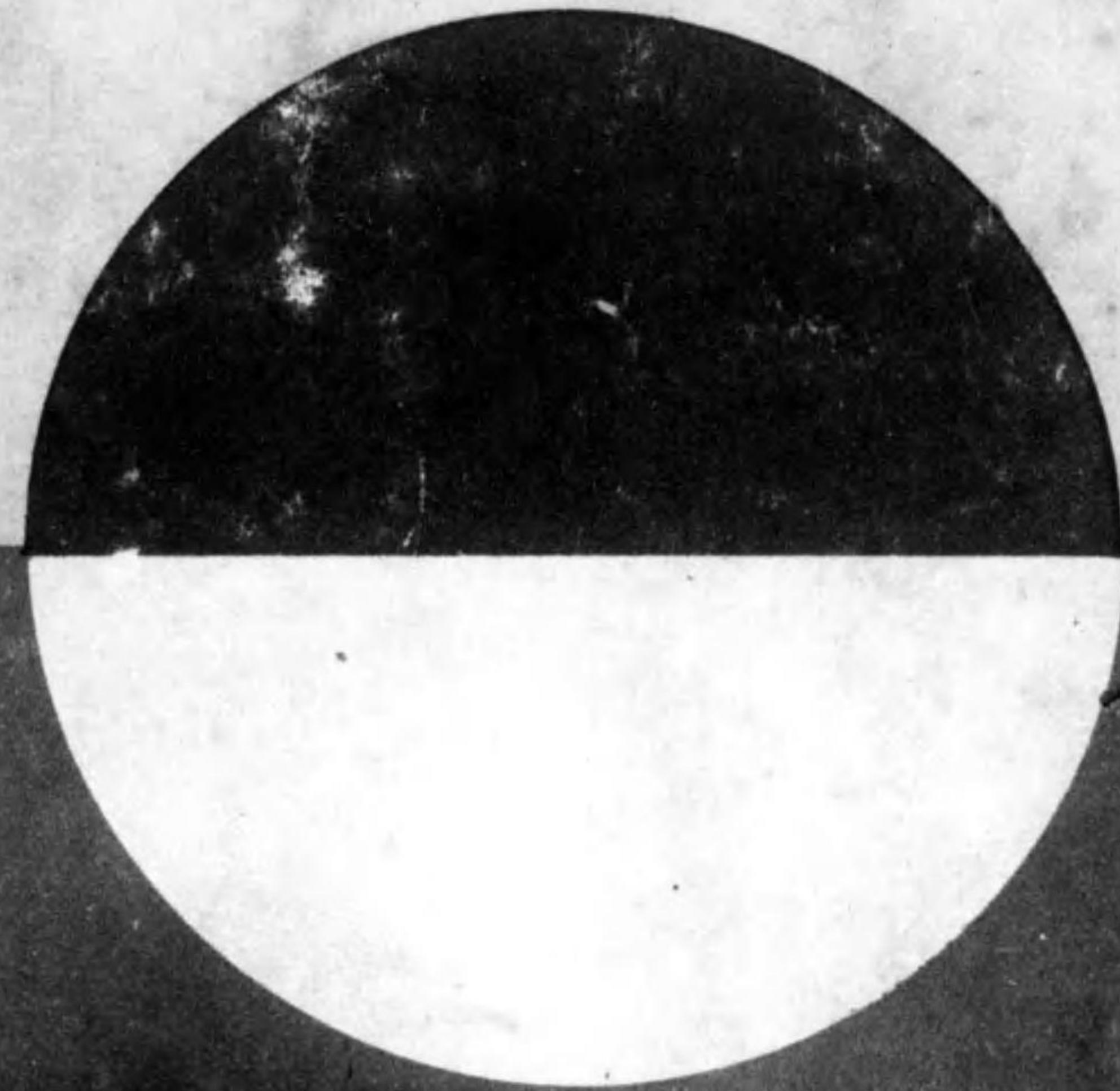
ウテナバニシングクリーム

ウテナコールドクリーム
ウテナレモンクリーム

終

に化美の肌お

ムーレクトーレ



株式會社 平尾贊平商店

ーリメトーレ
粉白トーレ
ドーフトーレ